

# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2005 **11** NOVEMBER

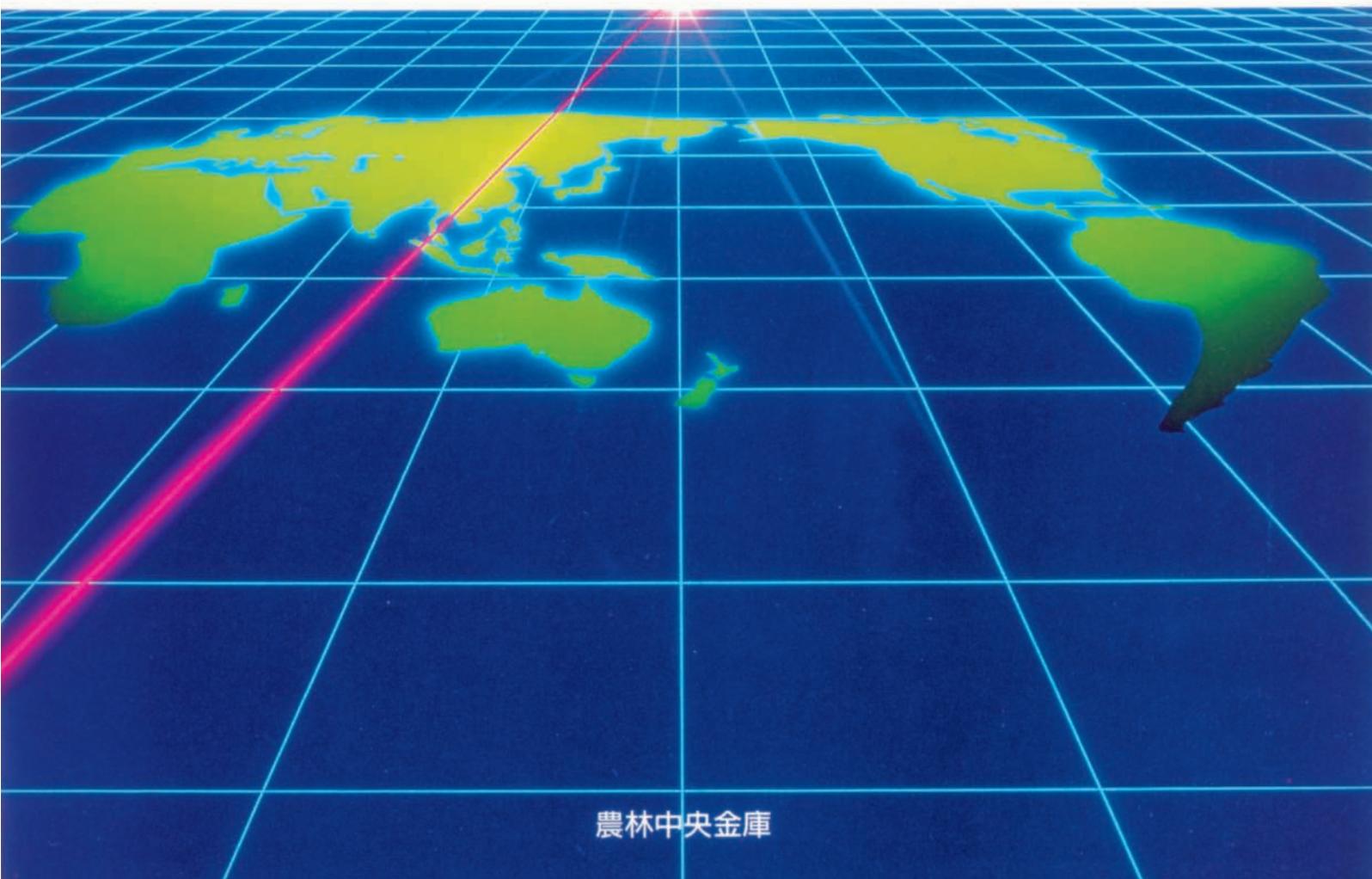
## 転換期を迎える経済社会

リテール金融における金融機関間競争と中小金融機関の対応

デフレを取り巻く経済環境の変化

高齢化と雇用・賃金の展望

組合金融の動き



## 真の再生に向けて

今月号の論調では、90年代後半以降の邦銀経営改革の推移とその過程でリテール金融へ取組みを強化してきた姿が報告されており、加えて、不良債権処理に目途をつけた大手銀行が攻勢に転じ、今後リテール分野での金融機関間競争が激化していくと展望している。また、90年代以降のデフレ経済の原因についての考察がなされ、最近の経済指標からは2005年内にも消費者物価が前年比プラスに転じるとの予測を述べている。インフレとデフレの境界点をどこに置くかという問題はあるが、いわゆる「失われた10年」からの立ち上がりの近いことを予感させる報告となっている。一方、労働力人口が減少していく背景についての分析がなされており、そのなかで、今後高年齢労働者の活用など本格的な人口減少時代に合致した雇用のあり方の構築が求められると展望している。

企業の経営体質強化が進んだことに加え、成長の続くアジア経済に支えられて日本経済はバブル崩壊後の長いデフレ経済からようやく脱却しつつある。一方、戦後一貫して人口増加をたどってきた日本社会は2006年をピークにいよいよ人口減少を迎えると推計されている。日本社会は短期的にも長期的にも転換期を迎えている。

ところで、これとは別に戦後一貫して減少と衰退の一途をたどってきた地域社会がある。総務省統計によれば2005年8月1日現在、全国2,337市町村のうち約38%に当たる879市町村が過疎地域となっている。面積は全国土の52%を占めるにもかかわらずそこに住む人口はわずか全人口の8%弱の973万人となっている。戦後復興と工業化社会の進展に伴い農山漁村から大量の若者が都市へ職を求めて出て行った。その当時、都市は新しい時代を開く最新の情報と最先端の技術・文化にあふれた憧れの場所であった。若者たちが後にした農山漁村は親世代の住む故郷であり、盆・正月などに顔を合わせ、家族の絆をつなぎ心の癒しを得る場所であった。数十年経って、今やその故郷が著しい人口減少と高齢化に見舞われている。このままではいずれ廃村になるような集落も存在するのではないかと。戦後の荒廃と貧困から立ち直り、世界第2位の経済大国となった日本であるが、経済発展の陰で日本の美しい自然環境や地域社会というものを犠牲にしてきた面がある。日本は、国土の7割弱を森林が占め四方を海に囲まれた、本来は豊かで美しい自然に恵まれた国である。近年とみに環境に対する関心が高まり水源涵養機能など森林の重要性が認識されつつあるが、人手不足などからその維持管理が困難になっている森林が年々増加している。

世界各国は今、人類の生存にもかかわる地球環境の保全と改善に向けて大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを改め、資源循環型社会の構築に邁進しており、「持続可能社会の構築」をキーワードとしている。わが国でもその意識は広く国民に浸透し、持続可能社会実現への希求が高まっている。今こそ日本の美しい国土の再生に向けて、20世紀型の経済社会システムから脱却し、持続可能社会の構築に向けた転換期としたいものである。

これから団塊世代が定年を迎えるが、時代の局面ごとに社会に衝撃を与えてきた元気で意識の高い世代であり、またその多くはかつて故郷を後にした世代でもある。地域社会再生の力になっていくのではと、団塊世代にほのかな期待を覚えるところである。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都俊生・みやことしお)

今月のテーマ

## 転換期を迎える経済社会

今月の窓

### 真の再生に向けて

(株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都俊生

これまでの推移と今後の方向

リテール金融における金融機関間競争  
と中小金融機関の対応 鈴木博 2

### デフレを取り巻く経済環境の変化

南武志 18

### 高齢化と雇用・賃金の展望

田口さつき 30

談話室

### ソフトローとハードローの交錯

佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤泉 16

本棚

河野直践 著  
『食・農・環境の経済学』 小野沢康晴 28

組合金融の動き

### 貸倒引当金の会計処理と信用事業収益・費用

平澤明彦 40

統計資料 42

# リテール金融における金融機関間競争 と中小金融機関の対応

これまでの推移と今後の方向

## 〔要 旨〕

- 1 不良債権処理や自己資本充実のために収益力向上を求められた大手銀行は、90年代後半以降、リテール業務への取組みを強化し、以後リテール金融分野で金融機関間競争が激化している。これまでのところ、住宅ローンの取扱いでは地銀などの地域金融機関が比較的健闘しており、消費者金融分野では都銀などの大手銀行が先行している。個人を対象とする資産運用ビジネスでは、都銀等の大手銀行が投資信託の窓販取扱額の大半を占めるなど強みを発揮しているが、地銀や第二地銀の取扱額も増加傾向にある。中小零細企業向け金融では、スコアリングモデルなどの新たなリスク管理手法を導入した大手銀行が貸出を増やしている。こうしたリテール業務の取扱状況は、各業態の決算にも反映されてきている。
- 2 米銀は、90年代前半に経営再建を果たした後、リテール業務を中心に全体として高収益体質を持続している。しかし、リテール業務における金融機関間競争が激化するなかで、コミュニティ銀行、特に小規模のコミュニティ銀行は銀行数が大幅に減少しており、大規模銀行と比べた場合の収益格差も広がっている。競争激化によって住宅ローンビジネスの収益性が低下するなかで、優良なコミュニティ銀行は、顧客とのリレーションシップを生かした商業用不動産融資や商工業向け融資などを増加させるなどの工夫をみせている。
- 3 日本では、不良債権処理に目途をつけた大手銀行が、今後リテール分野でさらに攻勢をかけてくることが予想される。中小金融機関の対応としては、顧客との長期的な取引関係に基づく諸情報を活用し、顧客ニーズに合った商品やサービスの提供を徹底することが基本である。クレジットカードのシステム開発など、中小金融機関単独ではコスト的に対応が難しい分野では、中央機関（協同組織金融機関の場合）の役割が重要となる。中央機関を持たない中小金融機関の場合には、中小金融機関同士の提携や大手銀行との間で系列化が進んでいくことが予想される。

## 目次

### はじめに

#### 1 邦銀のリテール金融への傾斜と 金融機関間競争

- (1) 90年代後半以降の邦銀の経営改革
- (2) リテール金融への取組強化と  
これまでの推移

#### 2 米国におけるリテール金融の競争激化と コミュニティ銀行の対応

- (1) 米銀の高収益性を支えるリテール金融
- (2) 米銀の規模別収益構造
- (3) コミュニティ銀行の対応

#### 3 リテール金融における競争激化と 中小金融機関の対応

## はじめに

戦後の金融行政の下で、日本の金融業界では、都銀などの大手銀行が大企業を中心とする法人取引を担い、中小企業や個人に関する金融は、地銀や第二地銀（1988年度以前は相互銀行）、信用金庫や信用組合、農協などの地域を基盤とする中小金融機関が担うという「すみ分け」がなされてきた。高度成長の終焉後、80年代になって大企業の借入需要の減少もあり、都銀などの大手銀行は中小企業融資や個人の住宅ローンなどの分野に徐々に進出してきたが、90年代後半には、収益力向上を目的に、中小零細企業や消費者金融などを含むリテール金融に本格的な取組みを始めた。

以後、リテール金融の分野で金融機関間の競争が活発化してきているが、本稿は、リテール金融にかかる金融機関間競争のこれまでの推移を整理、評価するとともに、こうした動きが、今後日本の金融機関、特に中小金融機関にどのような影響を与えて

いくかについて、米国の金融業界の経験も踏まえて考察したものである。

## 1 邦銀のリテール金融への 傾斜と金融機関間競争

### (1) 90年代後半以降の邦銀の経営改革

90年代の邦銀は、不良債権の増加と規制緩和による競争激化といった経営環境のなかで、不良債権の早期処理を行うための財源確保と自己資本充実を図るための収益力の向上を求められていた。大手金融機関を中心に大規模な再編が進行するなかで、多くの金融機関が採用した戦略は、「選択と集中」であり、従来のフルバンク的な経営を改め、低収益部門を中心に大胆な合理化を行う一方、高収益部門や将来性のある事業に経営資源を重点配分する戦略が打ち出された。こうした戦略部門として取り上げられたのが個人や中小企業を対象とするリテール部門であった。

不良債権処理によって自己資本が不足する金融機関に対して、98年3月と99年3月

に公的資本の注入が行われたが、公的資本注入を受けた金融機関が作成した経営健全化計画では、リテール部門を収益力向上の中心に据えるものが多く、公的資本注入の対象とならなかった金融機関においても、リテール部門を重視するところが多かった。こうした経営戦略の採用には、米国商業銀行がリテール業務を中核に高収益体質を構築してきたことも参考とされた。

はじめに述べたように、リテール業務の対象である個人や中小企業に関する金融は、これまでは、主として、地域を基盤とする中小金融機関が対応していた分野であった。こうした分野に大手金融機関が本格的に取り組むようになり、リテール金融分野での金融機関間競争が一層激化することとなった。

## (2) リテール金融への取組強化と

### これまでの推移

リテール金融とは、個人や中小企業などの多数の顧客を対象とする各種金融取引のことをいうが、そのなかでも、多くの金融機関が重視したのは、個人に対する住宅ローンや消費者ローンの取扱い、投資信託などの金融商品の販売、中小零細企業に対するビジネスローンの取扱いなどであった。

以下では、大手金融機関がリテール業務への取組みを本格化した98、99年度以降において、これらの業務が各業態においてどのような推移をたどってきたかをみていくこととする。

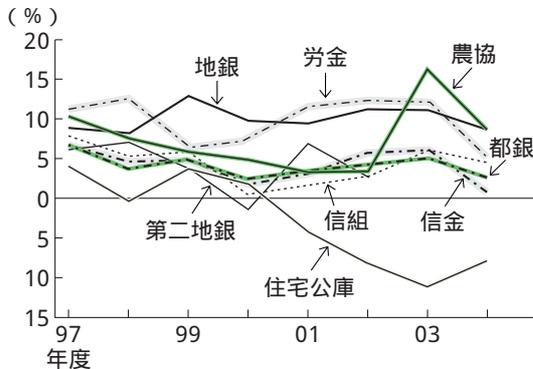
### a 住宅ローンへの対応

住宅ローンは、個人貸出のなかでは1件当たりの金額が大きく、かつ、返済期間が長期にわたることから、個人との金融取引の中核をなす商品であり、BIS自己資本比率規制におけるリスクアセットとしての掛け目が50%（新BIS規制では35%）と、企業貸付等に比べて低いというメリットもある。このため、多くの金融機関が住宅ローンをリテール業務の中心的商品の一つとして位置付け、積極的な対応を行ってきた。

住宅着工戸数は総じて伸び悩みを続けたが、金利低下で住宅金融公庫からの既往借入金の借り換えニーズが高まったことや、01年12月閣議決定の「特殊法人等整理合理化計画」において、住宅金融公庫が06年度までに廃止され、新たに証券化支援法人が設立されることとなったことも、住宅ローン推進に追い風となった。

具体的戦略として、住宅ローンセンターの増強やスタッフの増員・再配置、新商品の開発、休日相談会の開催、貸出にかかる審査期間の短縮化などが行われてきた。第1図によって、主要金融機関の住宅ローン残高の推移をみると、住宅金融公庫の貸出額が減少した01年度から民間金融機関の増加率が上昇傾向となり、住宅金融公庫の減少分が民間金融機関にシフトしたことがうかがえる。民間金融機関のなかでは、貸出金残高自体は都銀が最も大きく、地銀がこれに次ぐが、貸出金残高の増加率では地銀や労金が都銀を上回っており、近年では農協の増加率も高くなっている。第二地銀や

第1図 主要金融機関の住宅ローン  
残高前年比増加率



資料 日銀『金融経済統計月報』, 地銀協資料, 各社決算資料  
 (注) 都銀, 地銀の03, 04年度増加率は各社決算資料や地銀協資料から計算。

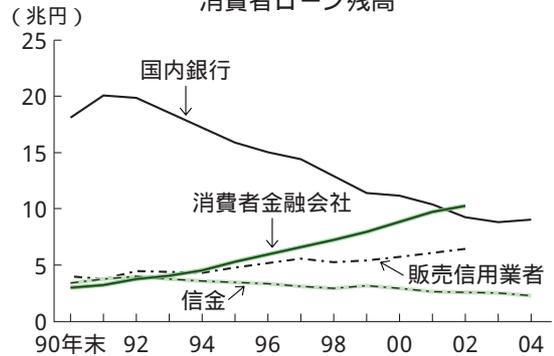
信金, 信組の増加率はほぼ都銀並みである。このほか, 生保の貸出額が減少しており, 住宅金融公庫と同様に民間金融機関にシフトした形となっている。

以上のように, 住宅ローンの取扱いでは, 現状までのところ, 都銀などの大手銀行だけでなく, 地域金融機関も含めてほとんどの民間金融機関が貸出伸張を達成している。なかでも, 都銀に次ぐ貸出金残高を持つ地銀が10%近い増加率を続けるなど, 地域金融機関が比較的健闘している。これは, 個人との取引においては従来から地域金融機関が強みをもっていたことに加えて, 新商品の開発などにおいても積極的に取り組んできたことが要因と思われる。<sup>(注1)</sup>

b 消費者ローンへの対応

消費者ローンについては, 90年代以降, 都銀, 地銀, 第二地銀などの国内銀行や信金の貸出は減少を続けてきた。反面, この間に貸出金残高を増加させたのは, 消費者

第2図 金融機関とノンバンクの  
消費者ローン残高



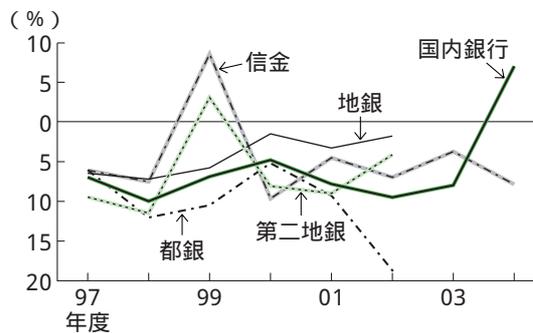
資料 国内銀行と信金は日銀『金融経済統計月報』, ノンバンクは日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」

金融会社や信販・クレジット会社などのノンバンクであった(第2図)。

消費者金融会社は, 個人信用情報などを活用した統計的手法による審査手法を導入し, 93年に自動契約受付機による非対面方式での貸付手法をスタートさせたが, こうした手法が利用者の支持を得て, 以後貸出残高が増加してきた。また, 信販会社やクレジットカード会社などの販売信用業者もクレジットカードを通じたキャッシングによって消費者ローンを増加させた。一方, この間, 都銀などの大手銀行はもちろんのこと, 地銀, 第二地銀, 信金などの金融機関の消費者ローン残高は減少を続けた。

消費者金融は, 信用リスクが大きい一方で, 一般の貸出に比べて貸付金利が高いた<sup>(注2)</sup>め, リスク管理を効果的に行うことにより, 高い収益を得ることができる。実際に, 大手消費者金融会社は高い収益率を維持してきた。こうしたなかで, 大手銀行は, 00年から01年にかけて, 消費者金融の分野でノウハウが豊富な消費者金融会社と合併で消

第3図 主要金融機関の消費者ローンの増加率



資料 日銀『金融経済統計月報』  
 (注) 都銀, 地銀, 第二地銀は03年度以降公表が中止され, 国内銀行に一本化された(国内銀行は都銀, 地銀, 第二地銀, 長信銀・信託等の合計)。

(注3)  
 費者金融子会社を設立し, 地銀などの地域金融機関も消費者金融会社との業務提携を行い, 消費者ローンの貸出伸張を図ってきた。また, 銀行本体で発行するクレジットカードにリボルビング機能が認められたことから, 銀行本体でクレジットカードを発行する動きもでてい

(注4)  
 こうした銀行の積極姿勢もあり, これまで減少を続けてきた国内銀行の消費者ローン残高は, 第3図のように, 05年3月には前年比で増加に転じている。

### c 個人の資産運用ニーズへの対応

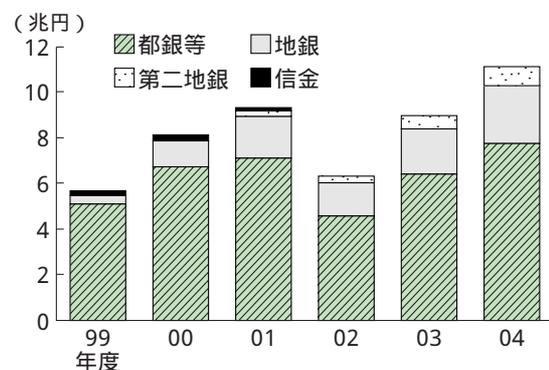
個人の資産運用ニーズに対しては, 98年12月の銀行による投資信託の窓販認可や01年度からの保険商品の窓販認可などもあり, 投資信託や保険商品の窓販を中心に業務が展開された。98年の銀行法の改正で金融持株会社の設立が可能となり, 00年9月のみずほホールディングス(株)の設立を皮切りに, 大手銀行のほとんどが銀行のほかに信託銀行や証券会社, 投資信託委託会

社などを傘下に抱える金融持株会社に移行したが, 銀行本体での投資信託の窓販のほか, 金融グループの機能を生かして, 銀行, 信託, 証券の共同店舗の設置による金融商品の販売なども行われている。

投資信託商品では, 銀行等金融機関が販売した投資信託は, 05年7月時点で契約型公募・私募投資信託合計純資産残高の45%を占め, 銀行等による投資信託販売の業態別取扱状況では, 第4図のように, 都銀等が圧倒的に大きなウェイトを占めている。都銀に次ぐのが地銀であり, 近年, 地銀や第二地銀の取扱額も増加傾向にある。

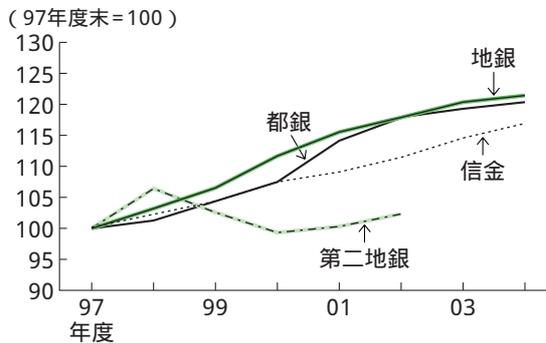
投資信託の取扱いについて考える場合, 競合商品である預金の動きが問題となるが, 主要業態の個人預金の推移をみると, 第5図のように, 01年度以降は増加傾向にあり, 預金の増加を確保しつつ投資信託の販売を行ってきたことがみてとれる。取扱高の大きい都銀等の99~04年度(6年間)の投資信託の合計販売額は38兆円に達するが, 品揃えの豊富さや専門性の高い人材確保など金融グループによるシナジー効果も

第4図 主要金融機関別投資信託窓販取扱状況



資料 全銀協『金融』  
 (注) 都銀等には信託, 長信銀等を含む。

第5図 主要業態別個人預金の推移



資料 日銀『金融経済統計月報』，地銀協「地方銀行決算状況」，各社決算資料  
 (注) 都銀，地銀の03年度以降の数値は，都銀は各社決算資料，地銀は地銀協決算資料による。

あり，投資家の運用資産を効果的に取り込んだものといえよう。

d スモールビジネスへの対応

近年の中小企業取引における新たな動きとしては，従来大手銀行の取引対象には入っていなかったスモールビジネス（たとえば年商10億円未満の事業者）に対して，都銀などの大手銀行が本腰を入れた取組みを始めたことであろう。都銀などの大手銀行がこれらの中小零細業者を取引対象として取り扱うことが可能となったのは，これらに対する信用リスクの管理を可能にする手法が普及してきたことの影響が大きい。

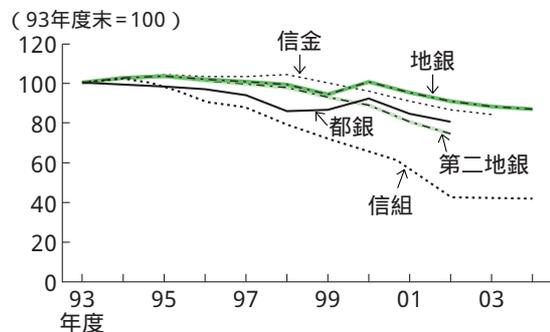
米国の大手商業銀行などが一般化したクレジットスコアリングモデルは，個人や中小零細業者などの財務データ等を点数化してこれをランク付けし，過去のデフォルト確率等に基づいて統計的手法により信用リスクを管理する手法である。こうした手法が日本でも導入され，中小零細業者に対する無担保，第三者保証不要の小口ローンが

(注5)  
 推進された。

従来，こうした中小零細業者と取引を行ってきたのは，第二地銀や信金，信組などであった。これらの中小金融機関は，職員による取引先との日常的な接触や既往取引振りなどにより取引先に関する情報を蓄積し，こうした情報を基にして貸出取引を行ってきた。こうした分野に，都銀などの大手銀行が，上記のクレジットスコアリングのような統計的手法によって新たに参入してきた。

主要業態の中小企業向け貸出金残高は，第6図のように90年代半ば以降，資金需要の低迷や不良債権処理の影響などもあり，減少傾向にある。大手銀行による中小零細業者向けビジネスローンの伸張が，中小金融機関の貸出に対してどの程度の影響を与えているかは，第6図では明確には読みとれないが，今後もこうした貸出が増加していくと，その影響は次第に顕在化してくることが予想される。

第6図 主要銀行の中小企業向け貸出



資料 日銀『金融経済統計月報』，地銀協『地銀協月報』  
 (注) 信金は法人向け貸出金を使用，信組は貸出金全体から住宅貸付を除いたもので代用。

e 取引チャンネル・手段の多様化

リテール業務は基本的に小口で多件数の取引であり、リテール業務が高い収益性を持つためには、多件数の取引を低いコストで処理することを可能にするローコストオペレーションが前提となる。ローコストオペレーションの手段の一つとして、機械化を進めることによる人件費等諸経費の削減がある。

規制緩和の進展やITの発達もあり、近年、さまざまな取引チャンネルや取引手段の開発が行われてきた。CDやATMは、かつては金融機関の店舗に設置され、店舗窓口での事務処理を代替するものとして使用されてきたが、現在では、ATMは、店舗だけでなくスーパーやコンビニ等への展開が図られており、稼動時間も延長されている。このほか、テレフォンバンキングやモバイルバンキング、インターネットバンキングなどによる取引が広がっている。

こうした取引チャンネルや取引手段の多様化には、それを支えるシステム投資が必要であり、そうした投資に耐えうる資本力

が求められる。CDやATMの設置はほとんどの金融機関に行き渡っているが、インターネットバンキングやモバイルバンキングについては、第1表にみられるように、現状では都銀などの大手銀行が先行している。

f リテール業務の銀行収益への反映

これまでリテール金融の主要分野における金融機関の取扱状況についてみてきたが、次に、これらの業務が銀行収益にどの程度反映されているかについて考察する。

前にも述べたように、90年代後半に、銀行は多額の不良債権を抱え、不良債権の早期処理が喫緊の課題であった。こうした状況下で、銀行は、低収益部門を中心に大胆な合理化を行う一方、高収益部門や将来性のある事業に対して経営資源を集中する戦略を採用し、こうした戦略部門としてリテール部門が取り上げられた。

90年代後半以降の金融機関の決算を大まかに言えば、低成長下資金需要の低迷を背景に業務粗利益は伸び悩んだものの、経営合理化による経費節減によって業務純益の落ち込みを回避し、これを不良債権処理費用に充当してきたといえることができる。<sup>(注6)</sup>

都銀についてみると、第7図のように、業務粗利益(第7図の棒グラフのプラス部分、具体的内容は(注6)を参照)はほぼ横ばいで推移したが、大規模な再編にともなう経営合理化によって営業費用を削減し、前年度並みの業務純

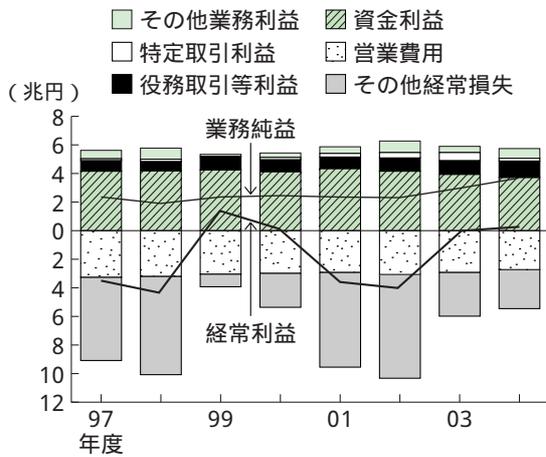
第1表 インターネットバンキングとモバイルバンキングのサービス契約口座数  
(1金融機関当たり平均)

(単位 口座)

		2001年3月	02 3	03 3	04 3
インターネットバンキング	都銀	183 799	1 417 500	1 648 822	2 230 470
	地銀	5 204	14 131	17 623	23 802
	第二地銀	1 494	2 119	2 992	5 091
	信金	239	475	799	942
モバイルバンキング	都銀	165 450	1 387 500	1 572 882	2 142 470
	地銀	5 272	11 868	17 116	22 973
	第二地銀	1 337	2 180	3 018	5 074
	信金	284	457	724	968

資料 金融情報システムセンター編『金融情報システム白書』  
(注) 同センター実施の「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」における回答金融機関の平均。

第7図 都銀の決算の推移



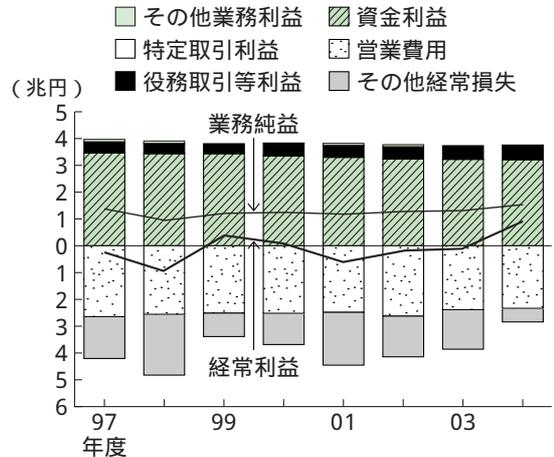
資料 全銀協『全国銀行財務諸表分析』  
 (注) 役員取引等利益には信託報酬を含む。

益を確保してきた。しかし、不良債権処理にかかる費用負担が大きく、大幅な経常赤字を余儀なくされたが、04年度には不良債権処理費用の減少によって経常黒字となった。04年度末の都銀の不良債権比率は3%程度に低下し、不良債権処理にほぼ目途がついたことから、05年度には大幅増益が現実視されている。

リテール業務との関連では、前記のように、都銀の場合は投資信託などの金融商品の販売に強みを発揮しているが、同図にみられるように業務粗利益のなかで役員取引等利益が大きく増加しており、これには投資信託の窓販による手数料の増加などが反映されている。

次に、地銀の決算については、第8図のように、業務粗利益はやや減少傾向で推移したが、人件費や物件費などの営業費用の削減によってある程度の業務純益を確保し、これを不良債権処理に充当してきた。このため、都銀ほどの大幅赤字ではないも

第8図 地銀の決算の推移



資料、(注)とも第7図に同じ

のの経常利益は低迷が続いた。04年度は不良債権処理費用の減少により経常黒字を計上した。04年度末の地銀の不良債権比率は5.5%であり、前期に比べて低下したものの都銀に比べるとやや高く、今後も収益圧迫要因となることが予想される。

リテール業務との関連では、前記のように、地銀は住宅ローンの取扱いが堅調に推移しており、こうした個人向け貸出の増加を主因に貸出の落ち込みは都銀に比べて小さい。地銀の場合には業務粗利益の大半を資金利益が占めるが、こうした個人向け貸出の増加が資金利益の落ち込みを小さくし、粗利益の下支え要因となっている。

第二地銀の決算は、地銀とほぼ同様の傾向にあり、04年度には不良債権処理費用の減少を主因に経常増益となった。リテール業務との関連では、地銀と同様に住宅ローンなどの個人向け貸出の増加が資金利益の下支え要因となっている。

- (注1)たとえば、日本経済新聞社が実施した第2回金融機関ランキングにおける住宅ローンの「金利・審査」にかかる利用者の評価では、地銀が高評価を得ている(05年9月22日付日経金融新聞)。
- (注2)消費者ローンの金利は、利息制限法や出資法の規制を受けるが、利息制限法における上限金利は元本10万円未満の場合20%であり、出資法の上限金利は29.2%である。貸金業法第43条の規定(みなし弁済規定)もあり、大手消費者金融会社(5社)では、出資法上限金利を下回る29.00%~25.55%を上限としている。
- (注3)00年5月にUFJ銀行がプロミス等と提携して(株)モビッドを設立し、00年6月に三井住友銀行が三洋信販と連携しアットローン(株)を設立した。また、01年8月には、東京三菱銀行がアコム等と連携して(株)東京三菱キャッシュワン(05年1月(株)DCキャッシュワンに社名変更)を設立した。
- (注4)東京三菱銀行は04年10月にキャッシュカードにクレジットカード、電子マネーを一体化した多機能ICカードを本体で発行した。
- (注5)三井住友銀行が02年3月に導入したビジネスセレクトローンは、貸付限度額5千万円、貸付期間最長5年、無担保(期間3年まで)、第三者保証不要であり、スコアリングモデルによる審査手法に基づくものである。05年3月までの累計取組額は約2兆6千億円に達している。
- (注6)業務粗利益は、銀行の通常業務からもたらされる収益であり、資金運用収益と資金調達費用の差額である資金利益、各種金融サービスの手数料に相当する役務取引等利益、トレーディング収益である特定取引利益、債券や外国為替の売買益であるその他業務利益からなる。業務粗利益から人件費や物件費などの営業費用と一般貸倒引当金繰入額等を差し引いたものが業務純益であり、さらに不良債権処理費用などのその他経常損益を加えたものが経常利益である。
- (注7)不良債権比率は、総与信に占める金融再生法開示債権の割合であり、金融庁資料「金融再生法開示債権の状況」による。地銀の数値も同資料によるもの。

## 2 米国におけるリテール金融の競争激化とコミュニティ銀行の対応

### (1) 米銀の高収益性を支えるリテール金融

80年代後半から90年代初めにかけて、米銀は、不動産融資や発展途上国融資、LBO(Leveraged Buyout)融資などに関連した不良債権の増加による経営悪化に苦しんでいた。こうしたなかで、多くの米銀が採用した戦略は「選択と集中」であり、低収益部門の大幅な合理化を行う一方、高収益部門や比較優位にある部門に経営資源を重点投入する戦略であった。大幅合理化による経費削減や金利低下による利ざや拡大などによる収益回復の下で、不良債権処理を急ピッチで進めた米銀は、92年以降業績回復に向かった。

多くの米銀がリストラの過程で中核的な収益部門として位置付けたのはリテール部門であった。リテールを中心に置くビジネスモデルは、当初はワコビアやネーションズバンクといったスーパーリージョナルバンクで成功したモデルであったが、これがシティバンクやチェースなどのマネーセクターバンクにも広がった。

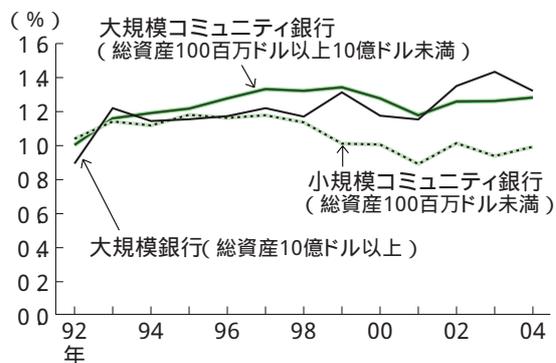
90年代前半に経営再建を果たした米銀は、以後高いROA(総資産利益率)を維持するなど高収益体質を持続している。米銀の高収益の要因は、リテール金融分野において、住宅ローンや消費者ローンなどの貸

付によって高い利ざやを確保する一方、ス  
コアリングシステムなどのリスク管理手法  
を通じて信用コストを抑制し、金利収入  
(利ざや収入)の増加を達成するとともに、  
預金口座管理手数料や債権流動化関連手  
料、クレジットカード関連手数料などの非  
金利収入を増加させてきたことによる。

このように、米銀全体としてみると、高  
収益体質を維持するなど経営は順調に推移  
しているが、こうしたなかで、米国の商業  
銀行数は90年の12,347行(FDIC加盟銀行数、  
以下同じ)から04年には7,630行へと大幅に  
減少しており、資産の大規模銀行への集中  
傾向がみられるなどの変化がでている。

シカゴ連銀が公表しているChicago Fed  
Letter (Number178, June 2002)によれば、  
米国商業銀行は、経営規模に従って、大規  
模銀行(総資産10億ドル以上)、大規模コ  
ミュニティ銀行(総資産100百万ドル以上10億  
ドル未満)、小規模コミュニティ銀行(総資  
産100百万ドル未満)に分けられる。この分  
類に従うと、04年の商業銀行数7,630行は、  
大規模銀行445行、大規模コミュニティ銀

第9図 米国商業銀行の資産規模別ROA



資料 FDIC, Banking Statistics  
(注) ROA=当期純利益/総資産平残

行3,530行、小規模コミュニティ銀行3,655  
行からなり、前記の銀行数の減少はコ  
ミュニティ銀行、なかでも小規模コ  
ミュニティ銀行を中心としたものである。  
米銀の収益力は全体として高水準を維持しているが、  
第9図のように大規模銀行とコ  
ミュニティ銀行、特に小規模コ  
ミュニティ銀行との格差が広がるなどの現象がみられる。<sup>(注8)</sup>

米国においても、個人や中小零細企業と  
の取引は、従来は一定地域に基盤を置くコ  
ミュニティ銀行が中心に対応しており、大  
規模なマネーセンターバンクは、企業貸付  
や商業用不動産貸付、国際投融资などの業  
務が中心であった。しかし、不良債権増加  
などによりこうした分野の取引採算が悪化  
し、90年代以降大規模銀行のリテール業務  
への本格的進出がみられた。リテール業務  
における競争激化が、上記のような大規模  
銀行とコミュニティ銀行、特に小規模コ  
ミュニティ銀行との格差拡大の原因である。

(注8) コミュニティ銀行と大規模銀行の収益格差  
が広がったとはいっても、小規模コ  
ミュニティ銀行の場合でもROAは0.99%  
(04年)であり、大規模銀行(04年の  
ROAは1.32%)に比べれば低いものの、  
邦銀(たとえば東京三菱銀行の04  
年度決算のROAは0.3%程度)に  
比べればかなり高い。

## (2) 米銀の規模別収益構造

第9図でみたように、98年ごろから大  
規模銀行とコミュニティ銀行、特に小規模  
コミュニティ銀行との収益格差が広がっ  
てきているが、この要因を探るために  
これらの銀行群の収益分解を行ったもの  
が第10,11,12図である。

大規模銀行は金利収入の増加に加えて、非金利収入も大きく増加している。金利収入では、住宅ローンやホームエクイティローン、クレジットカードローンなどの増加により利ざや収入を確保し、非金利収入では、預金関連手数料のほか証券化関連手数料や投資銀行業務手数料などが増加している。人件費や物件費などの非金利支出も増加しているが、金利収入や非金利収入の増加が大きいいため、これらの収入を獲得するために使用した経費の割合（非金利支出 / 「金利収入 + 非金利収入」）であり、以下経費率と呼ぶ。但し、第10, 11, 12図では収入に証券

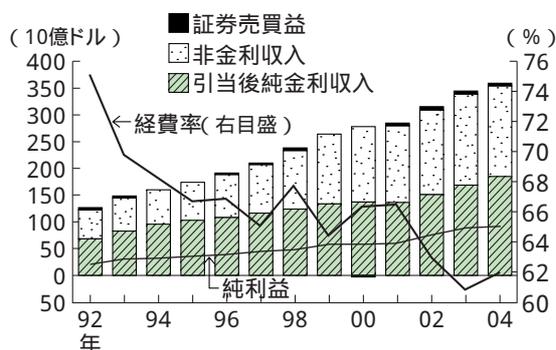
売買益も加えている）が十分に低下しており、これが純利益増加の要因となっている（第10図）。

これに対して、大規模コミュニティ銀行では、金利収入と非金利収入がともに増加傾向にあるが、その増加幅は大規模銀行に比べると小幅であり、このため、00年以降経費率が高めに推移しており、増益率が大規模銀行に比べると低く、この結果、大規模銀行に比べてROAがやや下回る原因となっている（第11図）。

小規模コミュニティ銀行では、90年代後半以降、金利収入と非金利収入がともに減少している。小規模コミュニティ銀行の金利収入や非金利収入の減少傾向は、大規模銀行による吸収合併などによって銀行数が減少していることも影響しているが、1行当たりの収入金額をみても伸び悩み傾向は明らかである。これらの収入の減少に経費の削減が追いつかず、経費率が上昇し、これが純利益の減少傾向の要因となってROAの低下につながっている（第12図）。

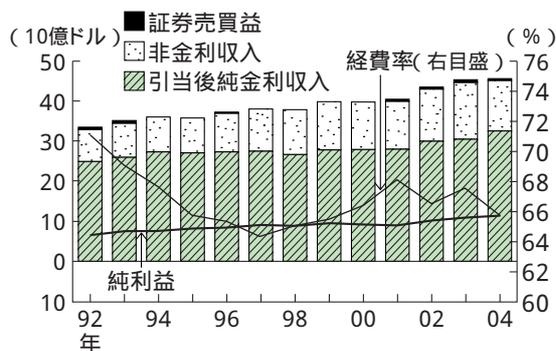
こうしたコミュニティ銀行、特に小規模

第10図 大規模銀行の収益分解



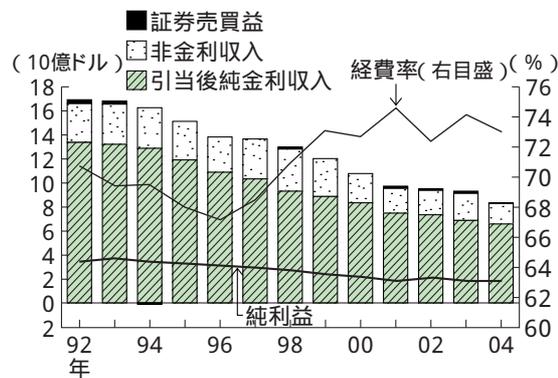
資料 FDIC, Banking Statistics  
 (注) 経費率 = 非金利支出 / (貸倒引当後純金利収入 + 非金利収入 + 証券売買益)

第11図 大規模コミュニティ銀行の収益分解



資料, (注)とも第10図に同じ

第12図 小規模コミュニティ銀行の収益分解



資料, (注)とも第10図に同じ

コミュニティ銀行の衰退傾向の原因を整理すると、次のような点が指摘できる。<sup>(注9)</sup> 第一は、銀行業務の地理的側面での規制緩和である。米国の銀行はかつて郡・州の境界を越えて営業することを禁じられていたが、94年のリーグル・ニール法（州際銀行支店効率化法）の制定によってこれらの地理的制約が無くなり、郡・州を越えた合併や買収が活発化した。これにより、一定の地域での営業を基盤にしたコミュニティ銀行は激しい競争下に置かれることとなった。

第二は、金融技術の発達によって、地域金融におけるコミュニティ銀行の優位性が揺らいできたことである。コミュニティ銀行は、地域住民や地場企業との日常的な交流や取引関係を通じて情報を蓄積し、これを金融取引に活用していく（いわゆるリレーションシップバンキング）点に強みがあるが、クレジットスコアリングモデルなどの統計的手法による信用リスク管理手法の導入や、インターネットを通じた金融取引（インターネットバンキング）など非対面方式の取引チャンネルが拡大したことなどから、これまでのコミュニティ銀行の優位性が揺らいできたことがある。

第三に、こうした地理的営業規制の緩和や金融技術の発達などをテコに、大規模銀行が個人や中小零細企業などのリテール分野に本格的に取り組むようになり、リテール分野での競争が激化したことである。こうした競争激化が、コミュニティ銀行の貸付の伸び悩みや利ざやの縮小傾向などにつながった。

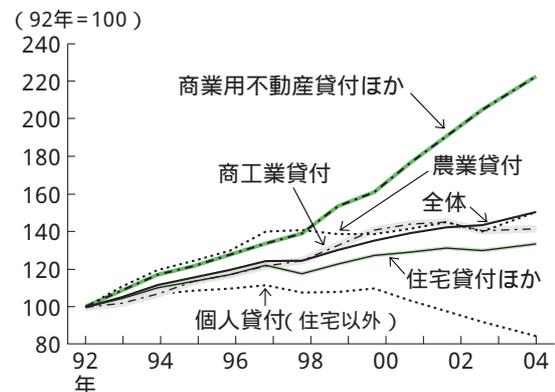
（注9）第一と第二の点は、The Federal Reserve Bank of Chicago, June 2002, Chicago Fed Letter ( Number178 ), Whither the Community bank? Relationship finance in the information ageを参照。

### （3）コミュニティ銀行の対応

米国の住宅ローン市場では、業務のアンバンドリング（機能分化）が進み、オリジネーション（ローンの組成）を行うモーゲージカンパニー、融資を行う金融機関、住宅ローン債権の流動化にかかわる証券会社などがそれぞれの分野で活発に業務を展開している。大規模銀行の場合には、銀行持株会社の子会社にモーゲージカンパニーや証券会社を所有しており、グループ全体として住宅金融にかかる収益の補足が可能であるが、コミュニティ銀行の場合にはこうした対応は難しく、住宅ローン関連業務の収益性の低下を余儀なくされている。

また、消費者金融の分野では、クレジットカード関連業務は装置産業化する傾向にあり、資本力の大きい業者に業務が集中している。実際に、コミュニティ銀行の消費者向け貸付は減少傾向にある（第13図）。

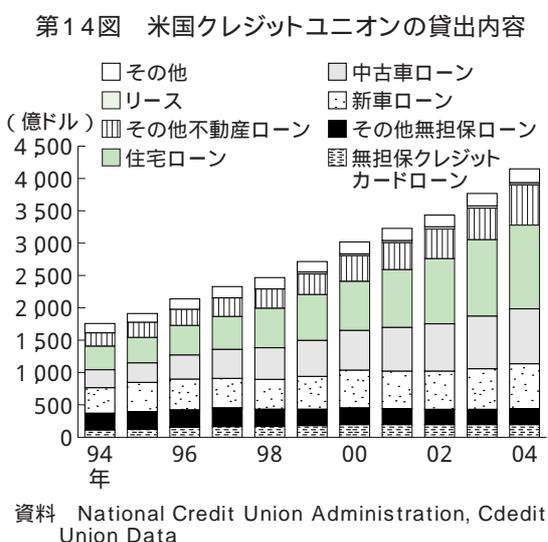
第13図 小規模コミュニティ銀行の貸出内容  
（1金融機関当たり平均）



資料 FDIC, Banking Statistics

こうしたなかで、コミュニティ銀行の近年の動きとして、商業用不動産貸付を増やす動きがみられる（同図）。これらの貸付は、FRBの調査によれば、倉庫やオフィスビル、医療用施設などの不動産の取得に使用される資金のほかに、商業用不動産を担保としつつも実際には商工業者の事業資金に使用される資金などが含まれている。また、これらの貸付は住宅ローンなどに比べて収益性も高く、いわゆるリレーションシップバンキングの強みが生かせる分野といえる。FRBの調査によれば、こうした商業用不動産貸付が伸びているコミュニティ銀行は、そうでないコミュニティ銀行に比べて資産効率も高くなっている<sup>(注10)</sup>。

また、同じ小規模金融機関であるクレジットユニオンは、前記のような競争激化の下でも、住宅ローンや自動車ローンなどの貸出を伸張させており（第14図）、利益も増益基調を保っている。クレジットユニオンは、協同組織金融機関であるため利益計



上が必ずしも主目的ではなく、組合員との信頼関係をベースに、組合員のニーズに基づいた金融商品や金融サービスを提供することによって、利用者の支持を得ている。

(注10) FRB, Profit and Balance Sheet Development at U.S Commercial Bank 2004, Federal Reserve Bulletin, Spring 2005, p 148~149を参照。

### 3 リテール金融における競争激化と中小金融機関の対応

これまでみてきたように、米国では、大規模銀行のリテール業務への本格的進出によって、コミュニティ銀行数、特に小規模コミュニティ銀行数が大きく減少する事態となり、現存するコミュニティ銀行においても収益性において大規模銀行との格差が広がる傾向がみられる。

リテール業務における金融機関間の競争は、小口で多件数の金融取引をコンピューターを活用し大量処理することによってコストを下げ、スコアリングシステムなどの統計的審査手法によって信用リスク管理を行い、規模の利益を追求する大規模銀行のビジネスモデルと、金融機関と顧客の長期的な取引関係をベースに顧客に関するさまざまな情報を蓄積し、こうした情報をもとに取引を行うコミュニティ銀行のビジネスモデルとの間の競争という考え方も可能である。米国での経験では、前者のビジネスモデルが全般的には優勢であるが、後者のビジネスモデルも根強く存続し、一定の存在領域を確保しているということができ

よう。

日本においても、90年代後半以降、都銀などの大手銀行が個人や中小零細企業を対象とするリテール分野に本格的な取組みを行ってきた。第1節の(2)でみたように、これまでのところは、投資信託などの金融商品の販売では大手銀行の優勢さがみられるが、住宅ローンなどの分野では、地域に基盤を置く中小金融機関が比較的健闘している。しかし、都銀などの大手銀行は、不良債権処理にほぼ目途をつけ、地方圏でのリテール専門の営業店舗の開設を計画するなど、今後リテール金融分野でさらに攻勢に出てくることが予想される。

こうした動きに中小金融機関が対抗していくには、次のような点が重要と思われる。

第一は、地域金融機関の本来の役割である顧客との長期的な取引関係をベースにした金融取引(リレーションシップバンキング)をより強化、発展させることである。取引先と向き合い、取引先のニーズに合致した商品やサービスの提供を徹底すべきであり、そのための職員の研鑽等が求められる。こうした金融機関が存続可能なことは、米国のコミュニティ銀行やクレジットユニオンの事例などからもみてとれる。

第二は、第一の対応策を基本としつつ、大規模銀行のビジネスモデルに対抗するた

めの方策を考える必要がある。クレジットカードビジネスや各種金融商品の販売などでは、大きな資本力を持ち、金融持株会社の傘下に信託銀行、証券会社や投資信託委託会社、金融関連ノンバンクなどを持つ大手金融グループに優位性がある。これに対抗するには、たとえば、協同組織金融機関の場合は中央機関の役割が必要となる。中央機関が中心となって、個々の中小金融機関では対応が難しいシステム開発や商品開発などを行い、個々の中小金融機関の競争力をつけていく必要がある。そういった中央機関を持たない業態では、中小金融機関同士のグループ化や大手銀行との間での系列化が進んでいく可能性がある。

<参考文献>

- ・主要行の決算短信・同説明資料、地銀協、第二地銀協等の決算関連資料
- ・FRB, Profit and Balance Sheet Development at U.S Commercial Bank (94~04年の各年版), Federal Reserve Bulletin
- ・Federal Reserve Bank of Chicago, June 2002, Chicago Fed Letter (Number178), "Whither the Community Bank? Relationship finance in the Information age"
- ・Federal Reserve Bank of Chicago, May 2003, Chicago Fed Letter (Number189a), "Whither the Community bank? A Conference Summary"
- ・山本真司著(2003)『儲かる銀行をつくる』東洋経済新報社
- ・前田真一郎著(2004)『米国金融機関のリテール戦略』東洋経済新報社

(主席研究員 鈴木博・すずきひろし)



## ソフトローとハードローの交錯

「法律には柔らかい法律と、硬い法律があるのか？トンカチで見分けるのか？」と思われる方もいるでしょう。あまり耳慣れない言葉ですが、法律家の間では、CSRとsoft lawは、ちょっとした流行語になっています。

ハードローとは、法的拘束力がある、つまり最終的に裁判所で履行が義務付けられる社会的規範であり、ソフトローとは法的な拘束力がない社会的規範であるとされています。たとえば、粗大ごみを山に捨てたら、不法投棄としてハードロー（廃棄物処理法）違反になります。これに対し、資源回収に協力しないことは、もったいないという精神に反し、廃棄物減量に反するとはいえませんが、法的に規制されることではないので、ソフトロー（モラル）違反といえるでしょう。

個人レベルでのソフトロー違反は、昔は村八分などという厳しい社会的制裁がありました。今ではせいぜい友達が出来ないという程度の効果かもしれませんが、企業のソフトロー違反は、企業の社会的な責任（Corporate Social Responsibility, 略してCSR）を自覚していないとして、取引先や市場から大きな制裁を受ける危険があります。

たとえば、日本では禁止されていることを海外で行っている場合、逆に海外では既に規制されているが日本では未規制の物質を日本で販売する場合などです。商社が輸入している穀物の現地農園で、子供達が低賃金で長時間労働をしていることを知ったら、消費者は商品を買いたくなくなるでしょう。また、海外向けにはアスベストを使用しない商品を製造して輸出しているのに、日本ではまだ規制されていないからといってアスベストを使用した商品を販売することは、消費者を裏切ることになりかねません。

そこで、多くの企業は、自主的取組みとして、ソフトローを守り、市場から信頼されるように努力をするようになってきています。これが、CSRの本質的な部分です。CSRの取組みとして、法令遵守を掲げる企業もありますが、法律は守るのが当たり前であり、その上でどのようにソフトローを自覚し、企業経営として取り組んでいくかが重要なのです。

でも、ソフトローは、六法全書には載っていないので、どうやってその内容を確認したらよいのでしょうか。そもそも、ソフトローは誰が作るのでしょうか。その答えは、ソフトローの例をみれば分かります。たとえば、JAS規格は、生産者全員にとって、守るべき規制ではありませんが、指標であり、また消費者から信頼を得るためのツールですから、ソフトローです。JAS規格は、農林水産大臣が決めますが、もちろん独断ではなく、生産者、消費者、学識経験者などの意見を総合した結果のものです。食品トレーサビリティガイドラインもソフトローですが、これは農林水産省の補助事業の一環として設置された委員会の検討結果です。各省庁が出している通知、通達は、法律ではありませんが、行政指導の指針であり、ソフトローです。このように、日本のソフトローは、行政が何らかの形で関与しているものが多いといえるでしょう。しかし、それだけではありません、企業が株式公開する際の上場審査基準、融資を受ける際の融資基準、大手取引先と契約を開始する際の取引基準なども、ソフトローです。消費者団体、環境保護団体からの要望もソフトローです。このように、ソフトローは、国会議員よりはるかに専門知識を持った当事者が作っているので、その内容は法律よりも実務的で詳細なことが多いのです。またソフトローの内容は、その後条例や法律に変わることも多く、法律の先取りともいえるでしょう。

企業がソフトローにどう取り組んでいるかは、民間で注目する必要があります。たとえば、消費者、金融機関、認証機関、マスコミなどが重要な役割を担っています。最近では、公益通報者保護法により内部告発が増えることも予想されます。現在、多くの企業がCSR報告書として、環境配慮だけではなく、企業の社会的責任全般への取り組みについて、情報公開を進めるようになってきました。そしてその結果、自分の会社だけではなく、関連会社や海外の取引先も含めて、CSRの観点からの見直しが始まっているといっても過言ではないでしょう。ご興味のある方は、「経済産業省環境報告書プラザ」ホームページ<sup>(注)</sup>をご覧ください。たくさんの企業の環境報告書・CSRレポートが掲載されています。

(注) <http://ecoreport.jemai.or.jp>

(佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤泉・さとういづみ)

# デフレを取り巻く経済環境の変化

## 〔要 旨〕

- 1 かつて、インフレ面では「優等生」との評価がなされていた日本であるが、90年代後半は一般物価の下落状態が発生、いわゆるデフレに陥った。
- 2 90年代の日本経済が陥ったデフレの原因を巡っては、これまで様々な意見が提示された。基本的には、マクロ的に需給バランスが大幅に緩和したことがデフレを引き起こしたと考えられるが、需要の落ち込みの原因を巡っては、金融面を重視する見方や実物面を重視する見方に分かれている。一方、近隣諸国の工業化に伴う供給増を指摘する意見などもある。
- 3 デフレに伴う弊害としては、金融緩和政策の下でも実質金利が高止まったことや、実質債務残高が膨張し、付加価値生産の主要セクターである企業部門の債務返済負担が実質的に重くなり、需要が減退したことなどを指摘することができる。
- 4 VARモデル（ベクトル自己回帰モデル）を推計して、デフレを取り巻く経済変数間の因果性を検定すると、デフレの直接的な要因として景気（需要）の落ち込みの影響が大きいことが分かる。なお、この原因としては、企業部門のバランスシート調整により、雇用・設備投資などへの抑制効果が働いた可能性が高い。
- 5 2005年内にも消費者物価が前年比プラスに転じるとの見方が強まっている。一方で、消費者物価の前年比マイナス状態からの脱出と「デフレ脱却」は同義ではない。各国中央銀行が物価安定と考えるインフレ率は1～2%程度であり、ある程度の「のりしろ」は許容すべきとの意見も指摘されている。日銀はゼロ金利政策解除時の失敗を反省し、再びデフレ状態に戻ることがないような運営を行うことが求められているのである。

## 目次

### はじめに

1990年代以降のデフレ

#### 1 デフレ経済の背景

- (1) デフレの原因
- (2) デフレの弊害

#### 2 デフレ経済の実証分析

- (1) VARモデルの推計
- (2) 推計結果の考察

おわりに

今後の物価動向とともに

## はじめに

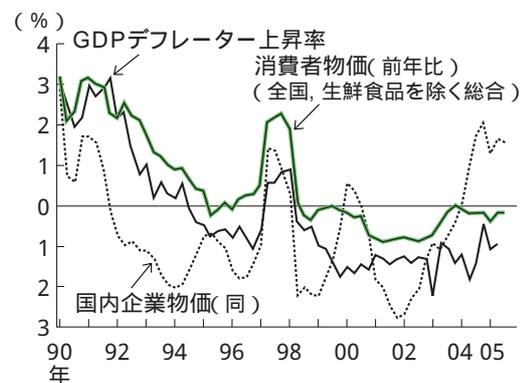
### 1990年代以降のデフレ

1980年代以降の日本における物価問題としては、内外価格差に代表されるように「物価水準」に関するものが多かったが、「物価上昇率」に関しては低く抑制され、インフレ面では「優等生」との評価がなされていた。こうした傾向はバブル期（80年代後半）にかけても継続し、株価・地価などの資産価格は大きく上昇したが、インフレ率の加速はあまり目立たなかったことが、金融引締めへの政策転換が遅れた原因と指摘されることもある。しかし、90年代のポストバブル期に入ると、物価は持続的な下落傾向をたどるようになった。消費税率の影響を除けばGDPデフレーターは94年から、消費者物価は98年から、ほぼ一貫して前年比マイナスの状態となっている。国際通貨基金（IMF）では、「少なくとも2年間継続的に物価が下落する状態」をデフレーション（以下「デフレ」）と定義づけているが、90年代後半は資産価

格の下落（資産デフレ）と一般物価の下落（デフレ）とが共存した時代であった。

物価変動は、それが完全に予見され、かつ経済的な取引をする際にインデクセーション（賃金・金利・年金などを物価指数に連動させ、物価変動の影響を相殺すること）が完全に実施されている限り、経済活動にはあまり影響を与えないと考えられる。しかし、現実社会では物価の完全予見は不可能であるし、インデクセーションもごく部分的にしか実施できていない。なかでも、金融取引に関しては、インデクセーションはほとんど行われなかったため、予期せぬインフレ・デフレが発生した時には、債権者・債

第1図 1990年代以降の物価動向



資料 内閣府、総務省、日銀資料

務者間で大規模な所得移転が発生し、効率的な資源配分が阻害される等といった弊害の発生が指摘されている。

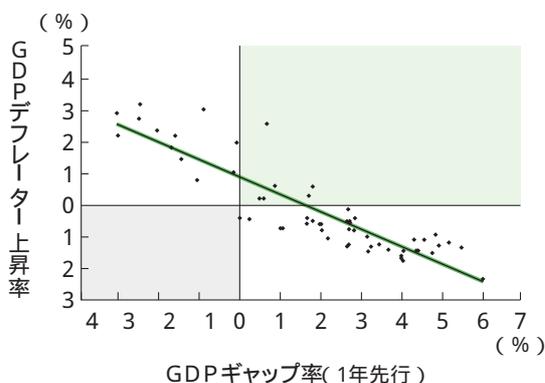
本稿は、今回のデフレ現象の背景を探り、何がそのデフレの終焉をもたらそうとしているのか、を分析することを目的としている。

## 1 デフレ経済の背景

### (1) デフレの原因

90年代の日本経済が陥ったデフレの原因を巡っては、様々な意見が提示された。基本的には、マクロ的に需給バランスが大幅に緩和したことがデフレを引き起こしたと考えられる(第2図)。しかし、その原因を巡っては、金融的側面もしくは実物的側面によって需要が落ち込んだという意見、一方で近隣諸国の工業化に伴う供給能力が高まったことを重視する意見などに分けられる。以下では、簡単に整理してみたい。

第2図 インフレ率とGDPギャップとの関係  
(1990年以降)



資料 内閣府、総務省資料

### a 金融的側面を重視する意見

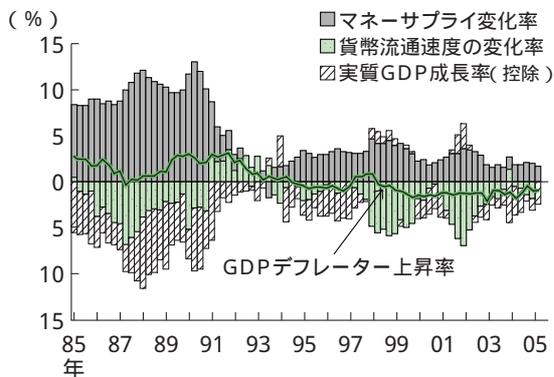
フリードマンによる「インフレもデフレもすべて貨幣的現象である」というコメントに表れているように、一般物価水準は財貨・サービスと貨幣との交換比率であることを考慮すれば、物価を変動させる原因として金融的側面を無視することはできない。具体的には、デフレの原因は、財貨・サービスの総量に比べて貨幣量が不足しているためととらえることができ、結局は中央銀行による資金供給量が足りないことを示唆している。こうした主張には、現代マクロ経済学が依拠している貨幣数量理論が背景にあることが知られている。

貨幣数量方程式 ( $MV = PT$ ,  $M$ : マネーサプライ,  $V$ : 貨幣流通速度,  $P$ : 物価水準,  $T$ : 取引量(実質GDP))を物価水準  $P$  について書くと、

$$P = MV / T$$

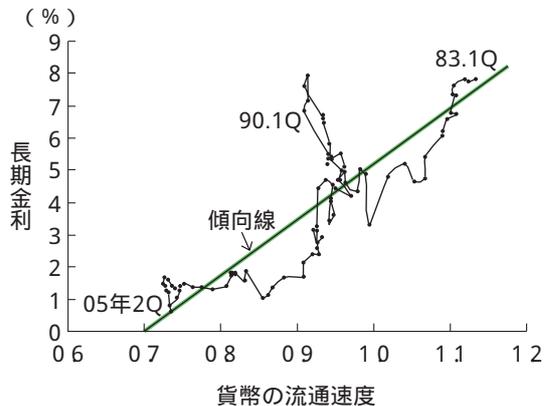
となる。これを、更に前年比変化率を用いると、インフレ率はマネーサプライ増加率と流通速度の変化率を加えたものから取引量変化率を減じたものに近似できる。この関係を見たものが第3図である(この際、 $T$ : 実質GDP,  $P$ : GDPデフレーター,  $M$ :  $M_2 + CD$ を用いた)が、90年代後半以降にデフレが深刻化していく背景には、貨幣流通速度が大幅に低下していったことが挙げられるが、その一方でそれを相殺するほどの貨幣量は供給されていなかったことを示している。貨幣流通速度を低下させた原因としては、金融システム不安が極度に高まったために民間セクターが流動性を強く選好

第3図 デフレの貨幣的要因



資料 内閣府, 日銀資料

第4図 貨幣の流通速度と金利



資料 内閣府, 日銀資料ほか  
 (注) 貨幣の流通速度 = 名目GDP / マネーサプライ

し、結果的に滞留してしまったことが挙げられる。しかしながら、一般的には貨幣流通速度は金利の関数と考えられているが、金利非負性を前提にする限り、両者間に線形関係を仮定すれば、貨幣流通速度には下限がある可能性もある(第4図)。つまり、当時、日銀は貨幣流通速度が下げ止まるまで貨幣供給を行うべきであった、との議論も成り立つ可能性がある。

b 実物的側面

一方で、貨幣的要因とは別に、財貨・サ

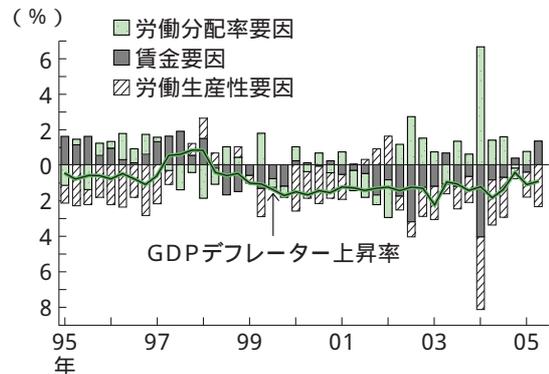
ービス市場を取り巻く需給要因がデフレをもたらしたとの指摘もある。なかでも、労働市場の動きを重視する考え方が有力である。

実質GDP 1 単位を生産するのに必要な労働コストを、一般に単位労働コストと呼ぶ。つまり、一国全体の単位労働コストは以下の式のように表すことができる。

$$\text{単位労働コスト} = \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{実質GDP}} \dots$$

第5図は、単位労働コストとGDPデフレーター、国内需要デフレーターの前年比の推移を示しているが、95年以降、消費税率引上げ時の97年度を除けば、これらが一貫して下落し続けていることが明らかである。

第5図 デフレの労働面からの要因分解



資料 内閣府, 厚生労働省資料

次に、式を変形すると、以下のよう式を得ることができる。

$$\begin{aligned} \text{単位労働コスト} &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{名目GDP / GDPデフレーター}} \\ &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{名目GDP}} \times \text{GDPデフレーター} \\ &= \text{労働分配率} \times \text{GDPデフレーター} \dots \end{aligned}$$

なお、式をGDPデフレーターについて書き出すと、式ようになる。

$$\text{GDPデフレーター} = \frac{\text{単位労働コスト}}{\text{労働分配率}} \dots$$

また、式右辺の分母・分子をとともに雇  
用者数で除すと、単位労働コストは1人当  
たり雇  
用者報酬をマン・ベースの労働生産  
性（以下同じ）で除したものに变形するこ  
とができる。つまり、式は式のように  
表現することが可能である。

$$\begin{aligned} \text{GDPデフレーター} &= \frac{1 \text{人あたり賃金} / \text{労働生産性}}{\text{労働分配率}} \\ &= \frac{1 \text{人あたり賃金}}{\text{労働生産性}} \times \frac{1}{\text{労働分配率}} \dots \end{aligned}$$

冒頭で触れたように、賃金上昇率が労働  
生産性の上昇率以下に抑制されていれば、  
式右辺第一項は1以下になるため、GDP  
デフレーターに対しては押し下げ効果が働  
くことになる。

第5図は最近のGDPデフレーター上昇率  
を式に基づいて、賃金要因、労働生産性  
要因、労働分配率要因に分解したものであ  
る。本来、労働生産性の向上は国民経済に  
とっては好ましいことではあるが、90年代  
後半の日本ではそれが賃金の下落と同時に  
起きており、意図せずデフレ環境を継続さ  
せてしまった可能性が強い。

反面、同時に進行した労働分配率低下は、  
GDPデフレーターの下落にとっては抑制要  
因であったことが確認できる。この背景と  
して、労働分配率の低下は資本分配率の上  
昇と同義であり、資本利益率が資本生産性  
と資本分配率の積であることを考慮すれ

ば、資本分配率上昇が企業部門の利益率  
（もしくは付加価値率）を高めた、と解釈す  
ることが可能である。

#### c その他の要因

無資源国である日本は、基本的に原材料  
を輸入して最終製品もしくは仕掛品を輸出  
する、という貿易構造となっており、製品  
輸入比率は低水準であった。その後、貿易  
自由化の波や持続的な円高傾向により生産  
拠点の海外移転などを経験し、製品輸入比  
率は徐々に上昇し、現在では60%程度で推  
移している。

こうしたなかで、近隣の大国である中国  
は「世界の工場」としての地位を固め、日  
本でもいわゆる「ユニクロ現象」と呼ばれ  
るように、日本企業の指導の下で安価な労  
働力を用いて海外で生産した品質の高い製  
品を日本で安く大量に売る、といったビジ  
ネスモデルが登場してきた。つまり、中国  
など開発途上国は「デフレ」も輸出してい  
る、との説である。しかし、この仮説に対  
しては、多くの疑問が投げかけられている。  
例えば、輸入全体の中国のシェアは20.7%  
（04年）であるが、総需要に占める輸入の  
シェアは11.2%（同）であることを考慮す  
れば、日本の総需要に占める中国からの輸  
入品のシェアはたかだか2%（ $= 0.207 \times$   
 $0.112$ ）に過ぎない。この2%程度のものが  
一般物価水準全体を押し下げてしまったと  
は考えがたい。

また、こうした新興工業国からの安価な  
輸入品の増加という現象は日本だけで起き

ているわけではなく、先進諸国でもデフレーション傾向が続いているものの、デフレ（前述した通り、2年以上にわたって物価下落が続いている状態）に陥っているのは日本だけである。70～80年代に激化した日米貿易摩擦では、日本は常にダンピング輸出の疑いをかけられていたが、それが米国にデフレをもたらしたという話は聞かれていない。つまり、日本がデフレに陥った原因は日本国内にある可能性が高く、こうした安価な輸入品の増加や世界全体としての供給能力の増強は日本のデフレ現象を説明するにはあまりに不十分であるとの評価をせざるを得ない。

他方、70年代初頭のニクソンショック以降、為替レート（特に対米ドルレート）がほぼ一貫して円高傾向に推移したことがデフレの一因であるとの指摘もある。これを逆手にとって、デフレ脱却の処方箋として非不胎化介入や日銀マネーによる外債購入など、人為的な円安誘導を行うべき、との意見も散見された。ただし、急激な円高が進行した85年のプラザ合意後はデフレーション状態ではあったが、デフレには陥らなかったこと等もあり、主因ではないように思われる。

## （2）デフレの弊害

以下では、90年代後半に日本が陥ったデフレがどのような弊害をもたらしたのかを振り返ってみたい。

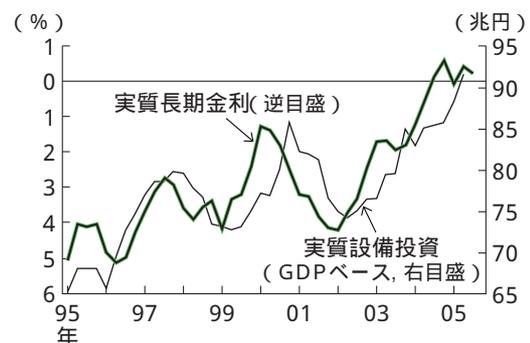
### a 景気悪化時の実質金利高止まり

金融取引は名目金利に影響を受けるが、設備投資など実物取引は実質金利に影響を受ける。それゆえ、いくら名目金利が低水準であったとしても、デフレが進行するなかでは実質金利は高止まりしており、実物取引は抑制される可能性が高い。実際に、第6図は実質長期金利と実質設備投資との関係を示しているが、実際に密接な負の関係があることがうかがえる。

実際、日銀は91年7月に公定歩合を引き下げてからほぼ一貫して金融緩和政策を取り続けたはずであるが、デフレ経済突入に伴い実質金利は高止まり続けていた。これが設備投資需要を減退させた要因の一つとして挙げることも可能である。

なお、企業物価ベースで評価すると、足元で実質金利はマイナスで推移するようになってきており、企業活動の活性化に貢献している可能性が高い。

第6図 実質金利と設備投資

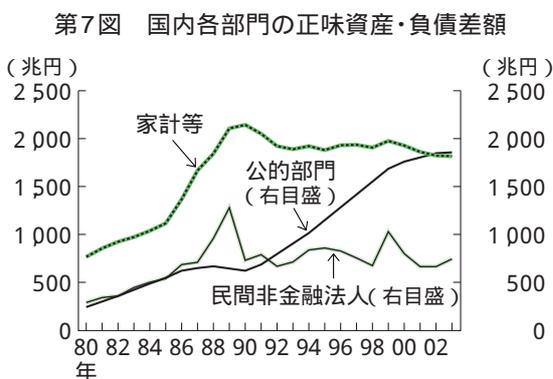


資料 内閣府、日銀資料、日本経済新聞等  
 (注)1 実質長期金利は、10年国債利回りから国内卸売物価上昇率を差し引いたもの(事後ベース)。  
 2 実質設備投資は00年連鎖価格。

b 債務者から債権者への所得移転

部門別の資産・負債バランスを見ると、付加価値生産の担い手である企業部門では多くの負債を抱えているのが一般的である。また、公的部門も通常は正味資産を上回る負債を保有している（第7図）。本稿の冒頭でも述べたように、通常の金融取引ではインデクセーションが実施されていないため、デフレ状態に陥った場合、債務者の負担は重くなってしまふ。その結果、バランスシート調整を招き、経済活動を萎縮させてしまふ。

具体的に、民間非金融法人の正味資産・負債差額（＝ネット資産）を見ると、90年代以降は平均すると約800兆円の負債超過となっている。仮に、1%のデフレが発生しているとした場合、8兆円の意図せざる所得が債権者に移転した計算になる。これは、民間非金融法人の総可処分所得が約75.6兆円（03(暦)年）の約1割に相当する額であり、決して無視し得ない。



資料 内閣府資料  
(注) 家計等は家計と対家計民間非営利団体の合計。

c その他

その他、デフレの弊害として消費の先延ばし効果を指摘する意見もある。デフレ予想が持続するなかでは、不要不急の消費は将来に繰り越されてしまひ、足元で一層デフレが進行してしまふ可能性を指している。また、デフレ下では、年金財政を含む政府の財政改革の進展を阻害する、という弊害をもたらすことも知られている。

デフレには、「良いデフレ」と「悪いデフレ」とがあるということが言われた時期もあり、生活者感覚では物価下落は歓迎される可能性も高い。しかし、最終的には賃金下落につながり、今回のデフレ局面では雇用者所得は実質ベースで目減りしている。総合的に考えるとデフレは弊害の方が大きいというのが現実のようだ。

## 2 デフレ経済の実証分析

以下では、デフレ経済の原因を定量的に分析するために、VARモデル（ベクトル自己回帰モデル）を推計し、物価を取り巻く経済変数間の関係を検証することにする。

### (1) VARモデルの推計

VARモデルとは、採用した複数の経済時系列間のラグ構造によって、モデル全体を説明しようという試みである。

採用する経済変数としては、本稿でこれまでデフレとの関係を重視したものを中心に選択することにする。具体的には、物価変数としてGDPデフレーター、景気動向を

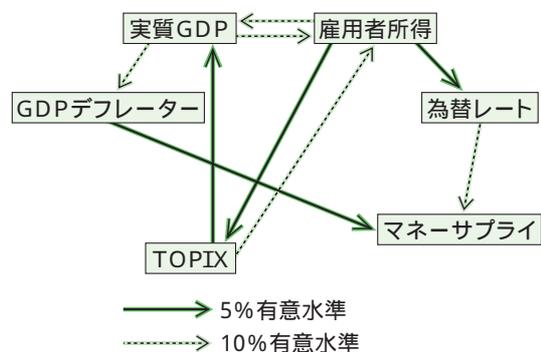
示す変数として実質GDP，金融変数としてマネーサプライ（ $M_2 + CD$ ），労働市場の変数として労働分配率，資産市場の要因として株価（TOPIX）・為替レート（円/ドル）とした。また，推計期間は94年第1四半期から05年第1四半期まで（45期間）とした。VARモデル推計に先立って，採用する経済時系列の単位根検定を行っており，その結果より1階の階差をとれば定常時系列への変換は可能である。実際には，各変数の対数前期差を利用した。また，VARモデルのラグ次数はSC（シュワルツ情報量基準）に基づき，1次を採用する。

## （2）推計結果の考察

この推計結果を用いて，グレンジャー因果性検定を行った。なお，日常用語での因果性とは，原因および結果としての結びつきの関係を指すが，「グレンジャーの意味で」因果性があるというのは，他の条件を一定としてある経済時系列 $y$ の過去の値が，他の時系列 $x$ の変動に対して説明力を持つ，ということである。

第8図は，グレンジャー因果性検定の結果を示したものであるが，結局のことながらGDPデフレーターに影響を与えるのは実質GDPという景気要因であることが判明する。つまり，90年代以降のいわゆる「失われた10年」という長期低迷の原因こそが，デフレの原因である，ということになる。なお，第8図からは，株価と雇用者所得とが密接な関係を有していることがわかる。株価は企業価値の市場評価額であるが，こ

第8図 デフレを巡るグレンジャー因果性検定



資料 筆者作成

れに対して高まっていた労働分配率を引き下げる必要性があった可能性を示唆している。一方で，労働分配率の押し下げは賃金切り下げを意味しており，景気悪化をもたらす可能性が強い。これらが直接・間接的に景気動向に影響を与えたものと考えられる。なお，今回の推計結果では，為替レートやマネーサプライがデフレに影響を与えるルートは示されなかったが，以上の結果はそれらを否定するものではないことを断っておきたい。

## おわりに

### 今後の物価動向とともに

最後に，今後の物価動向を展望することにした。短期的には，消費者物価（全国，生鮮食品を除く総合）の前年比が安定的にプラスに推移し，かつ先行き再びマイナスに戻らない確信を得るまで，日銀は量的緩和政策の枠組みを継続することをコミットメント（確約）していることもあり，その動きが注目されている。

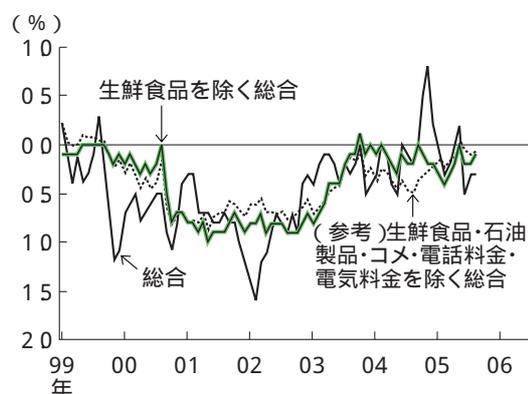
繰り返しになるが、消費者物価（全国、生鮮食品を除く総合、以下同じ）の前年比変化率は98年下期から前年比マイナスの状態が続いているが、このところ05年末までにはそれが解消し、その後は安定的にプラス圏内で推移する、との予想が強まっている。

01年には前年比マイナス1%程度も下落していた消費者物価であるが、今回の景気拡大局面が長期化するに従って徐々にマイナス幅を縮小させ、足元では同0.2%程度下落率となっている。なお、最近の特徴としては、原油高騰によって石油製品などエネルギー価格が大幅に上昇していることが指摘できる。

当初こうした原油高は投機資金流入などによる一時的要因と見られがちだったが、最近では世界経済の成長継続を背景とした原油需要は今後とも強含みで推移するとの見方が有力となっている。そのため、原油価格は先行き大幅に調整する可能性は低く、半恒久的な消費者物価押し上げ要因へと変化した可能性が高い。一方で、耐久消費財など技術革新の進展により価格下落が激しい商品があるほか、コメ価格、電話基本料金、電力料金などが前年比低下しており、物価押し下げに寄与している。

先行きを展望すると、03年冷夏による米不作の影響や05年1月からの電話料金引下げが一巡し、物価押し下げ効果が順次解消する一方、ガソリンや電力等の価格上昇継続が見込まれるなど、物価を取り巻く環境がこれまでとは変貌している。更に、景気

第9図 全国消費者物価の推移



資料 総務省「消費者物価指数」

拡大継続や目前に迫る人手不足経済を見据えて労働市場では人材確保の動きも強まっており、賃金が上昇に転じている。そのため、企業も投入価格上昇を自社製品・サービスの価格に転嫁せざるを得なくなりつつあるようにも見受けられる。おそらく、05年中にも消費者物価の前年比マイナス状態は解消され、06年には安定的にプラス圏内で推移することが想定される（第9図）。

なお、インフレとデフレの境界点は果たして前年比ゼロ%でよいのか、という問題は残されたままである。消費者物価の前年比マイナス状態からの脱出と「デフレ脱却」は意味合いが違うとの意見は少なくない。世界各国の中央銀行の行動を調べてみると、物価安定と考えるインフレ率は1~2%程度であることが分かる。ラスパイレス指数の持つ上方バイアスの存在や、一度デフレに陥ると、そこから脱出するために要する努力や期間は計り知れないものがあることをかんがみれば、ある程度の「のりしろ」は許容すべきとの意見は有力である。これらは、日銀が物価参照値（もしくはイ

ンフレ参照値)を公表すべきかどうか、という問題につながってくる。中央銀行として、前例のない量的緩和政策から早期に金融政策の正常化を図りたいとの意志は理解できなくもないが、ゼロ金利政策解除時の失敗を反省し、再びデフレ状態に戻ることがないように運営を行うことが求められているのである。

<参考文献>

- ・岩田規久男(2001)「デフレの経済学」東洋経済新報社
- ・岡本直樹(2001)「デフレに直面する我が国経済デフレの定義の再整理を含めて」景気判断政策分析ディスカッションペーパーDP/01-1(内閣府)
- ・南武志(2005a)「日本経済の構造変化と企業・家計の対応」『総研レポート』16調二No.6
- ・南武志(2005b)「日本の金融環境の変化と金融政策の展望」『総研レポート』17調二No.1

(主任研究員 南武志・みなみたけし)





河野直践 著

『食・農・環境の経済学』

本書は、協同組合に関する研究者である著者が、食や農の将来、原子力を中心とする環境問題に関して、豊富な事例紹介をまじえて、一般向けに読みやすく自己の主張をまとめた著作である。

本書は三部よりなっている。

まず第一章では、日本の「食と農」の再生をいかに図っていくかという点に関する著者の現状認識と展望が述べられる。

産出額の低下、高齢化、担い手不足といったわが国農業の厳しい現状の中でも、ファーマーズマーケットや直売所等「地産地消」の現場は極めて活力にあふれていることが、いくつかの事例でまず紹介されている。そして直売所等の地産地消が人々をひきつけるのは、単なる経済的メリットだけではなく、生産者と消費者との距離が近づくことにあるとする。それに加え、様々な農業・農村体験や、都市住民を巻き込んだ農業生産が活発化してきている事例が紹介される。

そういった現状認識をもとに、著者はこれまで多くの論者が唱えてきた、日本の農業の近代化、大規模化の必要性に対し否定的な立場に立つ。大規模化をめざしたとしても、農業経営の規模ではしよせん日本と欧米諸国は比較にならず（日本の農家1戸当たりの耕地面積1.5haに対して、フランスやドイツでは30ha、米国やカナダでは100haとけたが違）、勝ち残れるとは考えられない

とする。ではどのように生き残りを図ればよいのか。著者は、日本農業が生き残るために最も大切なことは、「産業」としての農業の競争力を強化することではなく、多くの人々にとって「生活の一部」をなす営みとして、農業を位置づけ直すことであるという。そしてそのためには、農業がもっている多様な意味や価値（地域の自然環境や景観の保全、生きがいとしての農業労働、生き物を育てるといった教育的な意味等）を再評価することが重要だとする。地産地消や都市住民の農業農村体験活発化の事例は、農業のもつ多様な意味や価値が再評価されつつある可能性を示すものであり、今後は消費者が新たに農業を始めることを含めて、もっと大勢の人が、兼業農家に似た生活ができるようなことをめざすべきとする。

以上は専業農家による規模拡大や法人化を支援する現状の農業政策とは逆方向の主張であり、著者自身、「こうした議論はまだ主流ではない」としている。主流ではない議論が主流となって政策の方向を転換させるまでには、それが仮に可能であっても、相当の時間がかかるであろう。それまでに、日本の農業がどのような状況を迎えるのだろうか。本書を読んだ後でも、今後の日本農業に関する不安はなお残る気がする。

次いで第二章では、環境と農業の問題が取り上げられる。「食と農」の再生をめざした、草の根の活動が行われている一方で、「食と農」を根底から支えるはずの環境が脅かされていると著者が考えているからである。環境問題の中でも本書では原子力施設の立地が地域農業にどのような影響を与えてきたかが分析されている。著者の分析によれば、原子力施設のある自治体では、農業が、県平均や全国平均よりも激しく衰退したことが明らかである。原子力施設の

ある自治体で農業が衰退した原因としては、まず原子力施設ができることによって、これらの施設や関連企業、建設業、サービス業に労働力が誘引されて農業労働力が失われたことがある。また作目面からは、伝統的な作目の生産が減少する中で、それに代わる新たな作目が育たない傾向がみられるという。新規作目が育たない原因としては、新規作目を伸ばしていくには、既存の作目以上に産地名を前面に押し出していく姿勢が必要であるのに、原子力施設の立地点では、産地名を表に出したがる傾向があることがあげられている。産地間競争が激しくなるなかでは、産地名を押し出して売り込むことがより重要なのに、それができないとなれば、農業の衰退は必至であるとする分析は説得的である。

一方で、住民運動で原子力施設設置を阻止した例では、農業者の反対が決定的な役割を果たしたことも指摘されている。農業者が反対運動の中核に登場することで、保守層が二分され、議会選挙や首長選挙を通じて、原子力施設誘致を押しえ込むことができた事例が紹介されている。そうした地域は、新規作目の導入をとおして農業生産も顕著に伸びており、農業者も原子力施設誘致反対の運動を行う中で、農業面でも環境を重視しようという意識が高まり、環境保全型の農業に向けた取組みが行われるようになったという。農業状況の悪化によって、農家経営が年々厳しくなるなかで、農村が原子力施設のような環境災害の発生要因を受入させられ、それがさらに農業振興を阻害するという悪循環に陥っている地域と、環境重視の地域づくりと地域農業の発展を結び付けながら好循環を実現している地域もあるといった対照の中で、今後めざすべき方向が後者であることは明らかであるとする。

第三章では、「食・農・環境」を再生していく上での協同組合の可能性や、それと対比させて、一方でひろがりつつある、株式会社の農業参入に対する著者の見解が明らかにされている。著者は、「食と農」の領域こそ、人間の顔をもった法人である「非営利・協同セクター」が担うべき分野であるし、株式会社の農業参入は、条件の良い地域の農地をつまみ食いしてだけで、農地の収奪的利用や転用の危険もあるから、反対であるとする。そうではなくて、生産者と消費者が一緒になって食と農をテーマとした協同組合をつくって、様々な人々を巻き込みながら生活の一部としての農業をひろげていくことこそが、日本農業や地域の再生につながる道であるとしている。

本書の主張は以上のように明快であるが、現実を目を転ずれば、改革の名のもとに、株式会社の農業参入規制は緩和の方向にある一方で、農協に対しては事業分割論も出てくるような、厳しい状況が続いている。そのような圧力に抗していくには、本書のような議論をもとに、それを広めていく世論づくりという困難な課題が残っていると思われる。

本書は、著者自身も加わった住民運動に関する興味深いエピソードも含め、豊富な事例によって読みやすい内容となっているものの、巻末の注で原典や引用をたどれば、専門的な研究論文にもたどり着けるようになっていく。その意味では、食や農、環境問題に関心のある向きに幅広く読まれるべき著作といえよう。

(株)七つ森書館 2005年7月

2,300円(税別)240頁

(主任研究員

小野沢康晴・おのざわやすはる)

## 高齢化と雇用・賃金の展望

### 〔要 旨〕

- 1 労働力人口は1998年の6,793万人をピークに減少に転じている。これは、採用抑制など景気低迷だけでなく、少子化により年齢が低いほど人口が少なくなる人口構造も影響している。
- 2 労働力人口の試算では、今後10年間、毎年20～40万人が減少していく結果となった。2010年には6,467万人、15年には6,261万人となると予想される。
- 3 労働力人口の減少に対し、企業は高年齢労働者の活用を試みられる。また、04年6月の高齢者雇用安定法の改正により、企業は定年の引上げ、継続雇用制度の導入など65歳までの雇用の確保を義務付けられたことも高年齢労働者の雇用を拡大するとみられる。ただし、急激な高年齢労働者の増加は賃金を上昇させるおそれがある。
- 4 多くの企業は、定年を理由として、高年齢労働者の雇用・賃金調整を行ってきた。企業は高年齢労働者の雇用を確保することに努めつつも、雇用・賃金調整を行うシステムを何らかの形で残すと思われる。
- 5 今後10年間は人口減少を前提とした雇用のあり方の構築について様々な試みを行う準備期間ととらえることができるのではないだろうか。

## 目次

### はじめに

#### 1 労働供給の展望

- (1) 労働力人口減少の背景
- (2) 少子高齢化の進展と労働力人口

#### 2 高齢労働者と賃金・雇用

- (1) 継続雇用
  - (2) 高齢労働者の動向
  - (3) 賃金へ的高齢労働者増の影響
- おわりに

## はじめに

企業は新規採用を永らく抑制してきたが、近年採用に前向きになってきている。この企業の雇用に対する態度の変化は、ITバブル崩壊後のリストラによる過剰雇用の解消、2002年1～3月以来続く景気回復、07年から始まる団塊世代の大量退職など生産可能年齢人口（15～64歳までの人口）の減少速度の増大を見越した人材確保意欲が相まって生じているようである。

その一方、株の持ち合いの解消、ものという投資家の台頭、企業買収・合併の活発化など企業の収益性向上を求める圧力は増すことはあれ、衰えることはない。企業は若年人口減少下において人件費を抑制しつつ、労働力を確保し活用するという新たな課題に直面している。

このようななか、高齢者の労働力をどう生かすかということが改めて注目されてきている。高齢労働者の雇用について、一定の労働力確保と人件費の抑制という2つの相反する目的を満たすために、企業は今後どのような措置を講ずればよいのだろうか。

本稿では、労働供給の変化とその今後の動向を展望した後、高齢労働者に焦点を当て、その動向や賃金への影響について分析した。

## 1 労働供給の展望

### (1) 労働力人口減少の背景

04年現在、15歳以上の人口はほぼ横ばいに近い増加基調を保っている。しかし、経済活動において核となる層である生産可能年齢人口は95年から減少している。

労働供給を考える上で、最も基本的な概念である労働力人口についても見てみよう。この労働力人口は、15歳以上の完全失業者数と就業者数を足したもので、簡単にいうと、15歳以上で、現に働いている人々（就業者）と、働く意志があり仕事探しをしている人々（完全失業者）の数を足したものである。就業者は、自営業主、その家族従業者、そして（企業などに雇われて働く）雇用者から構成される。この労働力人口は、98年の6,793万人をピークに99年から6年連続して減少している。その一方、雇用者数については90年代後半から

横ばいで推移している（第1図）。自営業主やその家族従業者の減少により，04年現在，就業者の84.6%が雇用者という状況となっている。このように労働力人口と雇用者の動きは必ずしも一致するわけではないが，労働供給の基礎として労働力人口を以下の式のように分解し，その動向の背景を探ってみよう。

$$\text{労働力人口} = 15\text{歳以上の人口} \times \text{労働力化率} \cdots (1)$$

これは，労働力人口を，15歳以上の人口，その人口のうち何割が就業者もしくは完全失業者であるかということを表す労働力化率を用いて表したものである。

第1表にあるように労働力化率は，90年代後半から低下傾向にあり，労働力人口を減少させている。90年に63.3%であった労働力化率は04年には60.4%に低下した。年齢別には，15～24歳，60～64歳，65歳以上の層で労働力化率低下が顕著に進んでいる。これは，若年層の高学歴化，小売業など自営業主の廃業 引退，雇用者の退職引退の動きが定着してきたこと，企業の採用抑制やリストラによる求職意欲の喪失などが背景にあると見られる。

また，労働力化率の低い層（例えば，65歳以上の層）が15歳以上の人口に占める割合が増えていくこと自体も労働力化率を低下させる。つまり，15歳以上の人口だけでなく，人口ピラミッドの形状が労働力人口に影響を与えるのである。このことを考慮し(1)式をさらに細かくすると，

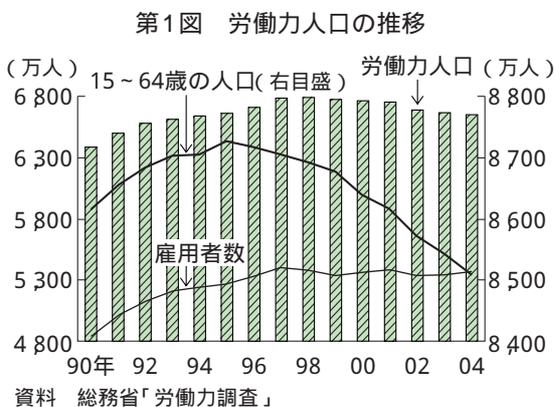
$$\text{労働力人口} = 15\text{歳以上の人口} \times$$

(各年齢層の人口構成比率

$$\times \text{各年齢層の労働力化率}) \cdots (2)$$

となる。(2)の各年齢層の人口構成比率が人口ピラミッドの形状を表すものである。

この関係を利用し，労働力人口の前年差を，人口変化，年齢構成変化，労働力化率変化（年齢構成による影響を除いたもの）に分けてみると，以下のようなことが



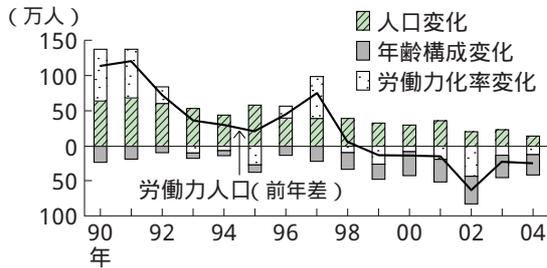
第1表 労働力化率

(単位 %)

	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65以上	65～69	70以上
1970年	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8	45.8	22.1
75	63.0	21.1	71.1	70.1	71.0	76.0	78.9	79.2	75.1	67.8	56.9	27.9	42.5	18.6
80	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3	40.9	17.4
85	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3	39.2	16.8
90	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3	39.3	16.5
95	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5	39.8	16.3
00	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6	37.5	15.5
04	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8	34.4	13.6

資料 第1図に同じ

第2図 労働力人口変化(前年差)



資料 総務省「労働力調査」、国立社会保障人口問題研究所「将来推計人口(中位推計)」

わかる(第2図)。

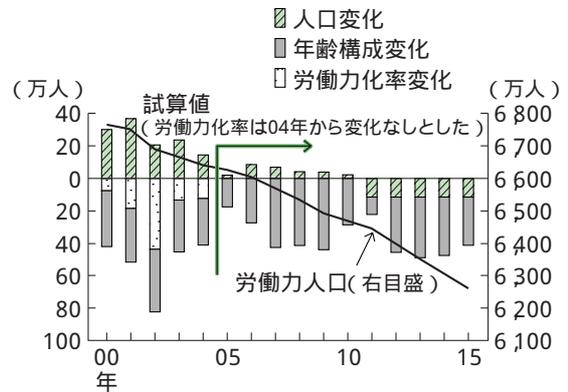
人口変化は労働力人口の増加要因となっているものの、年齢構成変化と労働力率変化は労働力人口の減少要因となっている。労働力率変化は98年から減少要因となっており、これは景気低迷による求職意欲喪失も反映している可能性がある。

少子高齢化の影響を如実に表しているのが、人口変化と年齢構成変化である。人口変化は人口増を反映して増加要因ではあるが少子化によりプラス幅は縮小傾向にある。一方、年齢構成変化によるマイナス幅は高齢化の加速とともに拡大傾向にある。

## (2) 少子高齢化の進展と労働力人口

では今後、労働力人口はどのように推移するであろうか。先程の(2)式の考え方を採用し、試算してみよう。将来の人口動態については、02年の国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口(中位統計)<sup>(注1)</sup>を使った。また、各年齢層の労働力化率は04年と同じとした(04年は労働市場に景気回復の効果が波及している途中であり、労働力化率は依然として低く、算出される労働力人口は過少推計になる可能性がある)。

第3図 労働力人口推計



資料 第3図に同じ

この試算によると、以下のことがわかる(第3図)。人口変化は10年まで労働力人口の増加要因である。ただし、その増加幅も年間10万人に達しない。11年からは、減少要因となり、マイナス幅は年々大きくなる。一方、年齢構成変化は、15年ごろまで年間20~40万人単位の減少要因として働く。

この結果、労働力人口は、10年は6,467万人、15年に6,261万人に減少する。04年において雇用者は労働力人口の80.6%に相当していたが、この比率をそのまま用いると雇用者は10年には5,214万人、15年には5,048万人となる。

04年12月調査の日銀「短観」の雇用過剰感は、全規模全産業で過不足なしを示す0であった。これから、04年10~12月期の労働力人口(季節調整値)である6,618万人を基準としてみると06年には早くもこの水準を下回り(04年10~12月期の雇用者数 季節調整値 5,346万人を基準とすると05年)、10年は151万人(雇用者ベースでは132万人)、15年は357万人(同298万人)のマイナスとなる。

(注1) 過去の実績において、中位推計より低位推計の方が現実に近いという指摘がある。

## 2 高年齢労働者と賃金・雇用

### (1) 継続雇用

今後、若年人口が減少に向かうなかで、女性とともに高齢者の就業が期待されている。86年制定の高齢者雇用安定法で60歳定年を事業主の努力義務としたことにより、90年代において50～59歳層の労働力化率が上昇した(前掲第1表)。04年6月の高齢者雇用安定法の改正や団塊世代の大量退職に備えて企業が高齢者を継続雇用する動きが出てきたことは、60～64歳層の労働力化率を上昇させる可能性がある。

ただし、企業にとっては定年を理由に高年齢労働者の雇用・賃金調整を行ってきた側面もあり、一律な定年年齢の引上げによる急激な高年齢労働者の増加はかえって企業の負担増となる恐れがある。以下では、高年齢の労働者が人件費に与える影響について分析してみたい。

(注2) 企業があらかじめ高年齢労働者に定年後の雇用・賃金条件を提示して選択させる場合も雇用・賃金調整と考えた。

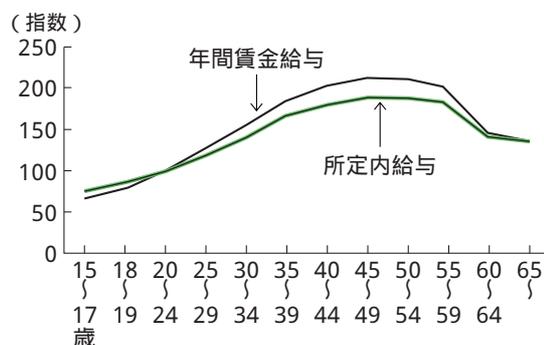
### (2) 高年齢労働者の動向

第4図は04年の厚生労働省「賃金構造基本調査」から一般労働者について年齢と賃金の関係を表したものである。この一般労働者とは、厚生省の定義によれば、パートタイム労働者以外の労働者を示す。そしてパートタイム労働者と一般労働者を区別す

る基準は1日の所定内労働時間あるいは1週の所定労働日数である。そのため、一般労働者のなかには、正社員だけではなく、いわゆる派遣・嘱託といった就業形態の労働者も含まれる。これらの非正規な雇用者の活用が賃金引下げにはたらいたと見られるが、年齢と共に賃金が上昇している形状は未だに見られる。45～54歳層で賃金のピークとなり、55歳以上の層では賃金が下落していく。特に60歳以上から賃金の下落幅が大きいのは(後述するが)、定年後の処遇の変化に加えて、再就職した雇用者分が反映されているためと見られる。それでも、企業が必要とする高年齢雇用者に提示された賃金だとすると、上方バイアスがかかっている可能性もある(65歳定年制を導入した場合は、これよりも一層下げられるかもしれない)。水準としては、55～59歳層は40～44歳層、60歳以上は30～34歳層に匹敵する。

一般に、65歳以上を高年齢とする場合が多いが、企業内での高齢化の影響を考慮するためにここでは第4図に示された賃金カー

第4図 年齢階級別賃金比較(2004年)



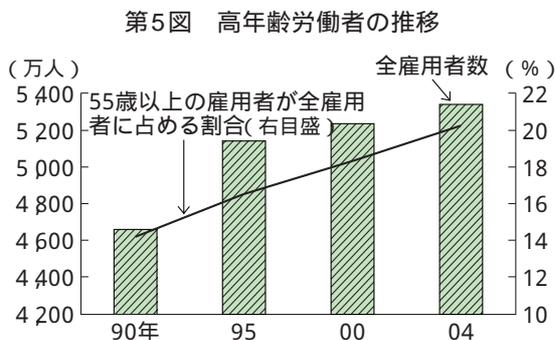
資料 厚生労働省「賃金構造基本調査」  
(注) 20～24歳の雇用者の給与を100とした指数。

ブで低下局面にある55歳以上を高年齢労働者として扱うこととする。55歳という年齢は、雇用者の平均年齢が40歳である現状からみると年長に入り、65歳定年制であれば最大で10年間働く層である。

ここで、高年齢労働者の動向を整理してみよう。第5図は全雇用者数と55歳以上の雇用者割合の推移を5年おきに見たものである。55歳以上の雇用者の比率は、90年の14.2%から00年に18.3%、04年は20.2%へと上昇している。

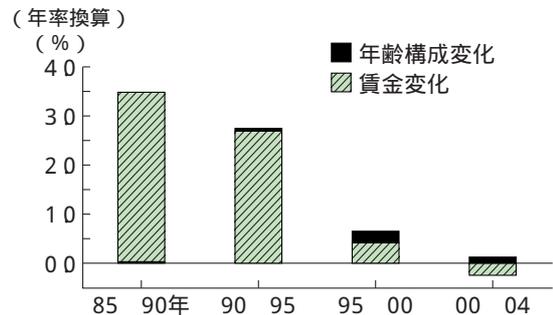
次に賃金について概観してみよう。厚生労働省「毎月勤労調査」によると雇用者一人当たりの現金給与総額、(基本給に相当する)所定内給与は、どちらも98年から前年を下回った。もっとも、企業による人件費の削減は、賃金そのものの引下げよりも、採用抑制やパートタイム労働者の活用が主であり、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると一般労働者の所定内賃金が前年を下回るのは02年からであった。

第6図は、次の(3)式を利用し、一般労働者の所定内給与変化を、賃金そのものの変化分(賃金変化)と、年齢構成の変



資料 第1図に同じ

第6図 所定内給与変化の要因分解



資料 総務省「労働力調査」「労働力調査特別調査」、厚生労働省「賃金構造基本調査」「毎月勤労統計」  
(注) 比較は5年前比、00-04年については4年前比とした。

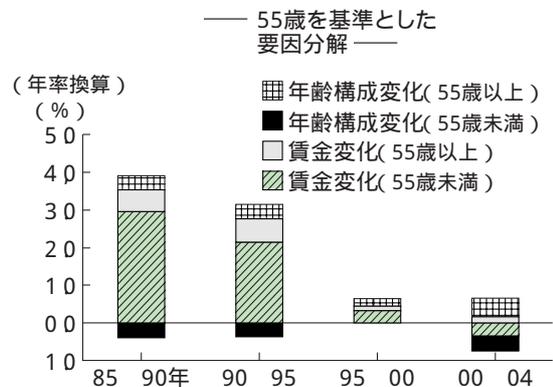
(注3) 化分(年齢構成変化)に分けたものである。

$$\text{賃金} = (\text{各年齢層の人口構成比率} \times \text{各年齢層の賃金}) \cdots (3)$$

この図からは、賃金そのものの変化の影響が大きいように見える。その一方、年齢構成変化は引上げ要因として働いているがその影響は軽微だ。

しかし、これらの要因を55歳未満の雇用者と55歳以上の雇用者で分けてみたのが第7図である。これによると、年齢構成変化において、55歳未満の雇用者はマイナスである一方、55歳以上の雇用者はプラスとな

第7図 所定内給与変化の要因分解



資料、(注)とも第6図に同じ

っている。特に00年から04年にかけて、企業は人件費削減により積極的に取り組んでいたにもかかわらず、一般労働者の所定内給与をあまり引き下げられなかった理由の一つは55歳以上の雇用者が全雇用者に占める比率が上昇したことであったとみられる。

(注3)(3)式を以下のように変形する(簡素化のため、年齢階層がA, Bの2つしかないとする)。

$$W_i = w_i^A L_i^A + w_i^B L_i^B \quad i = 0, 1$$

$$(W_1 - W_0) / W_0 = (w_1^A - w_0^A) L_1^A / W_0$$

$$+ (w_1^B - w_0^B) L_1^B / W_0$$

$$+ (L_1^A - L_0^A) w_0^A / W_0$$

$$+ (L_1^B - L_0^B) w_0^B / W_0$$

第1項と第2項が賃金変化、第3項と第4項が年齢構成変化を表す。服部・前田は、年齢構成変化は高齢化だけではなく、高学歴化の影響があることを指摘している。

### (3) 賃金への高年齢労働者増の影響

今後、正社員とアルバイト、パートタイマーなど様々な就業形態の雇用者をいかに組み合わせて活用するかは、企業経営のカギを握るところだと思われる。しかし、ここでは簡素化のため、人件費の中核となっている一般労働者(前述したように派遣・嘱託の労働者も含まれる)の給与を対象として(3)式を用い、高齢化の影響を考えみよう。

具体的には、以下のような方法により賃金への影響を算出した。まず、賃金については(人手不足により上昇する可能性は高いが)、04年のままとし、年齢構成の変化だけを算出している。また、将来の年齢構成の算出において、一般労働者比率(一般労働者比率/15歳以上人口)が将来も04年と同じであると仮定して、将来の各年齢層の人口に04年の各年齢層の一般労働者比率を

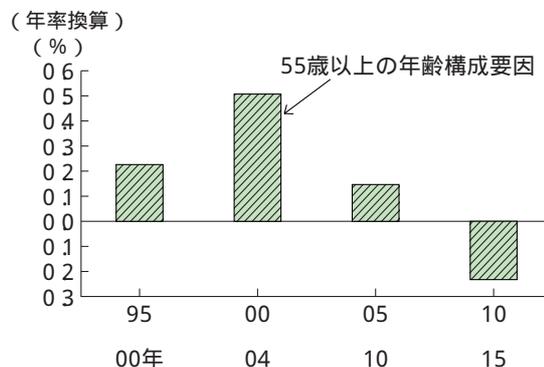
かけて算出した。この一般労働者比率の算出の基となる04年の各年齢別の一般労働者数は総務省「労働力調査」「労働力調査特別調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」などを参考にした。

その結果、年齢構成変化の高年齢労働者部分は第8図のようになる。05年から10年は年率0.15%と小幅な賃金上昇要因となり、10年から15年にかけては下落要因となる。しかし、一般労働者総数は04年比で10年は3.5%、15年は7.2%の減少となる。

このように10年以降、年齢構成変化における高年齢労働者部分の寄与分が小さい、あるいは、マイナスになるのは、団塊世代とその直後の世代の人口差が大きく影響している。団塊世代のすぐ下の世代は人口が少ないため、団塊世代が本格的に引退すると企業内における高年齢者の数が一時的に減少し、高齢労働者の比率が低下する。そのため、賃金上昇圧力が一時的に緩和する。

次に、高年齢労働者が増加する場合として、65歳定年制導入(一律に定年を65歳に

第8図 高年齢雇用者の賃金への影響



資料、(注)とも第7図に同じ

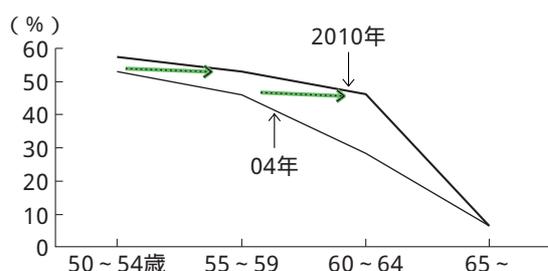
引上げ)を考えてみよう(ちなみに厚生労働省「雇用管理調査」04年によると、約8割の企業が60歳定年制を採用している)。これは、50～59歳層の一般労働者比率のみ、04年のものが持ち越されると想定した。例えば、10年の60～64歳層の一般労働者比率は04年の55～59歳層の一般労働者比率53%が持ち越される(第9図)。

この結果、年齢構成変化の高年齢労働者部分は年率0.7%の賃金上昇要因となる。一般労働者総数は04年比で10年は+2.9%、高年齢労働者が一般労働者総数に占める割合は04年の31.5%から35.9%に上昇する。

結果として、企業が一齐に65歳定年制を導入した場合は人件費を上昇させる可能性がある。

また、65歳定年制を導入した場合は、企業が個々の労働者の雇用・賃金を調整する機会が失われることになるかもしれない。賃金カーブ上で、特に60歳を境に賃金が大幅に低下するのが見られたが、これは60歳近辺で定年退職をきっかけとした賃金調整が多く企業の行われていたからだと思ら

第9図 高年齢労働者の一般労働者比率  
(一般労働者/人口)



資料 総務省「労働力調査」「労働力調査特別査」、厚生労働省「賃金構造基本調査」「毎月勤労統計」、国立社会保障人口問題研究所「将来推計人口(中位推計)」

れる。

60歳以上の一般労働者は、まだ定年を迎えていない者、定年後も同じ会社で継続雇用されている者、別の会社に再就職した者で大部分構成される。厚生労働省「高年齢者就業実態調査結果」(04年)によると、継続雇用について事業所の約6割が「会社が特に必要と認めた者に限る」としていることから、だけでなくの労働者の大部分も企業から能力などの評価を受けているようだ。

厚生労働省「賃金構造基本調査」(05年版)によると、一般労働者の所定内給与について、55～59歳層の賃金と60～64歳層の賃金を比較してみると、60歳になった後も同じ会社に働き続ける場合(55～59歳層、60～64歳層のどちらも勤続年数30年以上で比較)は2割減になる。一方、再就職した場合(55～59歳層は勤続年数30年以上、60～64歳層は勤続年数0年で比較)は約4割減となる。このように賃金の低下は定年をきっかけとした調整の結果を表していると思われる。そして、再就職の場合の方が、継続雇用の場合より賃金の引き下げ幅が大きい(注4)(第2表)。

再就職の賃金が現実の高年齢労働者の労働生産性を反映したものだとしたら、65歳

第2表 60歳前後での賃金変化(2004年)

(単位 千円, %)

	勤続年数	所定内給与	対55～59歳
55～59歳	勤続30年以上	462.4	-
	勤続0年	281.0	39.2
60～64歳	勤続30年以上	370.1	20.0
	勤続0年	281.0	39.2

資料 厚生労働省「賃金構造基本調査」

定年制を導入し、一律に雇用者に適用する場合は、賃金が割高なまま、高年齢雇用者を雇い続けることになる可能性がある。

高年齢雇用安定法の改正により企業は65歳までの雇用を確保するよう努力義務が課され、また企業も高年齢労働者の雇用に前向きになってきたが、企業は定年年齢の引上げに対して慎重に対応すると見られる。企業は、高年齢労働者の雇用確保に関し、定年で一回退職させ嘱託として再雇用する、派遣会社を設立して高齢者を採用するなど、様々な方法で雇用及び賃金見直しを行うと見られる。定年年齢を引き上げる場合でも何らかの形で高年齢労働者の雇用・賃金を調整するシステムを残すだろう。

(注4) 継続雇用においても再雇用制度(定年年齢に達した者をいったん退職させた後再び雇用する制度)と勤務延長制度(定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度)では賃金変化の度合いが異なる。厚生労働省「雇用管理調査」(03年)によると、定年後の賃金について再雇用制度採用企業の78.2%が減額と回答していたのに対し、勤務延長制度採用企業は54.4%であった。そして、減額幅が2割以上の企業の割合は、再雇用制度採用企業では66.5%である一方、勤務延長制度採用企業は45.2%である。

## おわりに

本稿では、将来の労働供給と高年齢労働

者の就業について検討を試みた。労働供給に関して、日本は人口減少局面に入っていくが、幸い生産可能年齢人口の減少スピードがしばらくは比較的緩やかであり、団塊ジュニアなど中堅層に厚みがある。

また、日本の高齢者の就業意欲は高く、年金の支給開始年齢引上げなど、継続して働くインセンティブは増している。

そのため、今後10年間は本格的な人口減少を前提とした雇用のあり方の構築について様々な試みを行う準備期間ととらえることができるのではないだろうか。高年齢労働者の活用や若年労働者の減少が今後さらに終身雇用、年功賃金といった日本型の雇用制度の変革を促すだろう。

また、雇用制度だけでなく、就業形態、業務体系、人材配置など様々な面から高年齢労働者の経験などが発揮され、労働生産性が少なくとも維持される方法が検討されなければならないだろう。

### <参考文献>

- ・服部良太・前田栄治(2000)「日本の雇用システムについて」日本銀行調査月報2000年1月号
- ・清家篤・山田篤裕(2004)「高齢者就業の経済学」日本経済新聞社
- ・労働省(2000)「労働白書(平成12年版)」日本労働研究機構

(研究員 田口さつき・たぐちさつき)



発刊予定のお知らせ

農林漁業金融統計2005

A4判, 194頁  
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318

FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行予定 2005年12月

## 貸倒引当金の会計処理と 信用事業収益・費用

はじめに

農協では貸倒引当金の会計処理が変更されつつある。現在は過渡期であるため、農協によって事業収益・費用への計上方法が異なる。農協経営収支の動向を適切に把握するには、その影響を踏まえる必要がある。

そこで本稿では農協信用事業動向調査<sup>(注1)</sup>(以下「動向調査」)の結果により現状を整理し、各種統計資料を用いる際の注意点を示したい。

(注1) 平成17年度第1回調査。当農中総研が6月に実施したサンプル調査。概要は本誌12月号に掲載の予定。

### 1 二通りの計上方法

農協では従来、貸倒引当金の戻入額を事業収益に、繰入額を事業費用にそれぞれ計上する(以下、この方法を「A」という)ところが多かったとみられる。

一方、全中が示す農協の損益計算書作成手順では、貸倒引当金の繰入額から戻入額を差し引いた純繰入額のみを「貸倒引当金

繰入額」として事業費用に計上する(以下、この方法を「B」という<sup>(注2)</sup>)。この計上方法は銀行と同様である。

この方法「B」をとった場合、事業収益・費用の両方に、貸倒引当金の残高に匹敵する金額が加算されなくなる。全国集計値を確認すると信用事業収益・費用が12.9千億円、5.6千億円、信用貸倒引当金残高が5.8千億円である(平成15事業年度、農林水産省『総合農協統計表』)。したがって信用事業収益・費用に対するこうした計上方法の影響は大きいはずである。

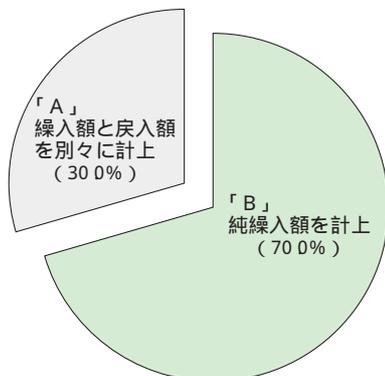
(注2) ただし取崩超過(繰入額<戻入額)の場合は特別利益に計上。

### 2 農協の移行状況

動向調査(上記)によると、農協では現在、純繰入額のみを計上「B」への移行が進んでいる。

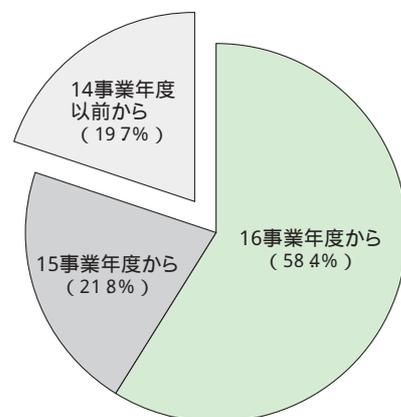
16事業年度(以下、単に年度という)に

第1図 信用事業収益・費用への貸倒引当金繰入額・戻入額の計上方法  
(n=343)



資料 平成17年度第1回農協信用事業動向調査

第2図 純繰入額の計上開始時期  
(第1図で「純繰入額を計上」「B」を選択した農協)  
(n=238)



資料 第1図に同じ



において純繰入額のみを計上した農協「B」は回答全体の7割と多数を占める（第1図）。またその多くは16年度（6割弱）および15年度（2割程度）に移行しており、それ以前からの実施農協は少ない（第2図）。

さらに計上方法とその移行年度を各県内で比較したところ、農協によってまちまちな県が多数あった。したがって1農協ごとかつ年度ごとに計上方法の相違を想定する必要がある。

### 3 影響の大きさと補正

貸倒引当金繰入額・戻入額の計上方法による影響の大きさは、計上方法の異なる農協間で信用事業収益・費用を比較することにより検証できる。

比較を容易にするために農協の規模を捨象した対貯金比率をみると（第1表）、繰入額・戻入額を別々に計上した農協「A」全体の信用事業収益・費用は同1.51%、0.60%である。それに対して純繰入額を計上した農協「B」では1.29%、0.36%であり、ともに「A」を下回っている。とくに信用事業費用の格差は1.66倍に達する。

さらに、計上方法をそろえた場合の信用事業収益・費用を試算した。繰入額・戻入額を別々に計上した農協「A」の計数を、純繰入額を計上した農協「B」に合わせて補正した結果（同表）、「A」「B」間の格差は縮小した<sup>(注3)</sup>。またそれに伴って回答農協全体の平均値は信用事業収益・費用ともに0.10%ポイント低下した。

この結果は以下のことを強く示唆してい

第1表 信用事業収益・費用の対貯金残高比率

(単位 %)

	貸倒引当金繰入額・戻入額の計上方法	回答数	収益	費用
補正前	「A」繰入額・戻入額	93	1.51	0.60
	「B」純繰入額	236	1.29	0.36
	合計	329	1.35	0.43
補正後	「A」純繰入額に変更	93	1.15	0.27
	「B」純繰入額	236	1.29	0.36
	合計	329	1.25	0.33

資料 第1図に同じ

る。信用事業収益・費用の農協「A」「B」間における格差は、計上方法の相違による。また、全国集計値の年度間における変化は、計上方法の変更から無視できない影響を受ける。

(注3) データ補正の方法: 「A」の農協について、補正前の信用事業収益・費用からそれぞれ戻入額を差し引いた。ただし取崩超過(戻入額>繰入額)の場合は信用事業収益から戻入額を、信用事業費用から繰入額をそれぞれ差し引いた。なお補正により「A」「B」の大小関係が逆転していることから、やや補正が過剰であった可能性もある。

### 4 注意点と今後の見通し

以上のとおり、信用事業収益・費用は、貸倒引当金繰入額・戻入額の計上方法変更により少なからず縮小しているとみられる。したがって信用事業収益・費用を年度間や農協間で比較する際には、そうした計上方法の相違を考慮する必要がある。

とくに、多くの農協で計上方法が変更された15、16年度における信用事業収益・費用の全国集計値は、前年との間で連続性がない。前年比や時系列推移の分析には注意を要する。

また移行状況がまちまちであるため、農協別データの分析には農協ごとの移行状況を反映すべきである。

今後、移行がさらに進めば、計上方法が統一されて農協間あるいは業態間の比較が容易になると見込まれる。ただし移行中は年度間の連続性が損なわれるであろう。

なお事業総利益(=事業収益-事業費用)については計上方法の違いがかなりの程度打ち消されるので<sup>(注4)</sup>、比較上の問題が少ない。

(注4) ただし貸倒引当金の取崩超過により差異が生じる。(注2)を参照。

#### <参考文献>

- ・銀行経理問題研究会(2003)『銀行経理の実務(第6版)』金融財政事情研究会、533頁
- ・全国農業協同組合中央会(2004)『JAにおける財務諸表等の作成の手引き(平成16年度版)』10頁(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(43)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(43)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(43)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(44)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(44)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(44)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(46)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(46)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(47)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(48)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 ( 3243 ) 7351

F A X 03 ( 3270 ) 2658

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少  
「\*」訂正数字

## 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2000. 8	33,178,429	6,720,085	9,077,391	1,054,451	18,685,362	21,215,331	8,020,761	48,975,905
2001. 8	37,255,649	6,354,041	11,152,426	2,445,543	21,201,056	24,912,103	6,203,414	54,762,116
2002. 8	38,036,713	5,797,412	8,622,167	1,230,105	22,418,001	21,333,063	7,475,123	52,456,292
2003. 8	38,608,577	5,425,134	14,716,497	1,314,547	33,943,733	17,255,415	6,236,513	58,750,208
2004. 8	38,253,381	5,034,791	13,693,108	2,270,870	33,699,378	14,181,335	6,829,697	56,981,280
2005. 3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073
5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
6	40,567,680	4,660,352	14,361,127	2,266,023	36,444,591	13,855,746	7,022,799	59,589,159
7	40,524,868	4,661,345	14,662,264	1,378,535	37,041,927	13,941,676	7,486,339	59,848,477
8	40,691,335	4,680,045	15,473,295	1,216,944	37,482,258	14,813,201	7,332,272	60,844,675

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,201,146	4,542	1,261,506	28	93,504	-	34,560,726
水産団体	1,133,275	-	90,146	40	11,959	-	1,235,420
森林団体	1,810	55	3,863	3	129	-	5,859
その他会員	2,297	-	2,217	-	0	-	4,514
会員計	34,338,527	4,597	1,357,731	72	105,593	-	35,806,519
会員以外の者計	810,114	47,185	333,175	138,433	3,536,834	19,075	4,884,816
<b>合計</b>	<b>35,148,641</b>	<b>51,782</b>	<b>1,690,906</b>	<b>138,504</b>	<b>3,642,427</b>	<b>19,075</b>	<b>40,691,336</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 857,888百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	76,509	8,900	150,790	0	236,200
	開拓団体	393	48	-	-	441
	水産団体	52,756	14,495	43,519	-	110,769
	森林団体	5,625	8,831	1,978	62	16,496
	その他会員	88	329	60	-	477
	会員小計	135,371	32,603	196,347	62	364,383
	その他系統団体等小計	256,198	38,231	120,174	158	414,761
<b>計</b>	<b>391,569</b>	<b>70,834</b>	<b>316,521</b>	<b>220</b>	<b>779,144</b>	
関連産業	2,180,976	90,236	1,917,303	22,032	4,210,546	
その他	9,605,304	11,275	206,741	191	9,823,512	
<b>合計</b>	<b>12,177,849</b>	<b>172,345</b>	<b>2,440,565</b>	<b>22,443</b>	<b>14,813,202</b>	

(貸方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2005. 3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414
4	5,624,528	34,550,985	40,175,513	259,670	4,702,709
5	5,589,094	34,670,481	40,259,575	146,170	4,681,833
6	5,597,940	34,969,740	40,567,680	269,600	4,660,352
7	5,301,655	35,223,213	40,524,868	76,610	4,661,345
8	5,528,468	35,162,867	40,691,335	64,110	4,680,045
2004. 8	5,657,586	32,595,795	38,253,381	135,600	5,034,791

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2005. 3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	-	195,203
4	101,081	1,435,785	36,000,683	11,648,096	20,657	-	188,717
5	116,674	1,361,147	36,459,804	11,648,096	19,613	-	182,400
6	102,074	2,163,947	36,444,591	11,250,327	19,154	-	176,380
7	104,781	1,273,753	37,041,927	11,260,311	14,557	-	173,870
8	133,833	1,083,110	37,482,258	11,510,219	14,373	-	172,345
2004. 8	116,450	2,154,418	33,699,378	13,107,810	30,059	86,300	227,537

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方				
	貯 金		譲渡性貯金	借入金	出資金
計	うち定期性				
2005. 3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463	1,116,487
4	49,037,704	47,621,806	373,251	76,466	1,119,384
5	48,997,909	47,715,390	326,903	76,466	1,119,384
6	49,859,648	48,289,267	387,773	76,464	1,123,367
7	49,912,150	48,387,881	419,663	76,464	1,136,991
8	49,332,504	47,900,249	434,190	69,840	1,132,793
2004. 8	50,150,345	48,502,219	212,648	74,692	1,129,274

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。  
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2005. 2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064	427,269
3	23,187,991	54,480,561	77,668,552	581,317	417,081
4	23,620,007	54,450,335	78,070,342	594,185	429,455
5	23,339,998	54,536,803	77,876,801	614,414	449,389
6	23,813,410	55,014,117	78,827,527	589,503	423,902
7	23,500,343	55,268,065	78,768,408	601,543	435,518
2004. 7	22,093,960	55,068,545	77,162,505	623,505	453,322

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713
151,496	2,387,765	1,224,999	10,517,921	59,420,073
151,836	2,437,615	1,224,999	10,419,394	59,321,422
125,981	3,026,934	1,224,999	9,713,613	59,589,159
576,011	2,882,061	1,224,999	9,902,583	59,848,477
917,590	2,362,423	1,224,999	10,904,173	60,844,675
209,563	3,265,741	1,224,999	8,857,205	56,981,280

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713
12,320,423	2,371,363	31,228	14,911,732	1,095,533	5,854,602	59,420,073
12,241,005	2,399,680	26,342	14,849,428	833,804	5,680,952	59,321,422
11,246,758	2,406,486	26,121	13,855,746	872,740	6,130,907	59,589,159
11,246,512	2,494,960	26,332	13,941,676	1,023,873	6,447,910	59,848,477
12,177,849	2,440,564	22,442	14,813,201	765,025	6,552,875	60,844,675
11,163,801	2,759,107	30,890	14,181,335	613,682	6,099,658	56,981,280

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金		う ち 金 融 機 関 貸 付 金
	計	う ち 系 統				計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457	949,784	
63,401	29,390,807	29,268,368	0	336,209	15,449,464	5,751,320	956,333	
62,880	29,384,571	29,254,459	0	337,208	15,421,281	5,804,004	967,078	
53,573	30,132,887	30,016,420	0	337,687	15,565,071	5,796,910	970,972	
49,381	29,971,680	29,858,392	0	327,574	15,807,373	5,895,846	979,172	
50,907	29,153,275	29,010,866	0	320,995	16,147,831	5,811,960	988,931	
53,461	30,243,498	30,119,271	0	339,494	15,545,798	5,729,751	892,825	

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方			報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金		
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902	
380,512	53,472,099	53,261,613	4,217,316	1,616,092	21,298,679	321,018	895	
404,377	54,142,995	53,935,711	4,025,970	1,459,960	21,215,214	324,650	884	
406,363	53,934,011	53,719,019	3,983,168	1,437,452	21,251,546	324,465	884	
393,882	54,924,498	54,718,194	3,953,026	1,403,909	21,218,862	323,891	883	
394,564	54,922,932	54,725,025	4,022,040	1,463,102	21,235,604	323,759	883	
376,206	52,570,251	52,351,221	4,561,778	1,884,738	21,445,795	343,975	909	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2005. 5	2,165,786	1,546,588	40,319	65,260	15,321	1,328,701	1,289,956	148,071	748,641	
6	2,175,748	1,552,504	38,306	65,506	14,866	1,339,489	1,300,177	147,104	749,123	
7	2,163,932	1,550,336	38,324	65,596	15,281	1,325,111	1,287,811	147,950	749,677	
8	2,157,032	1,542,256	36,192	65,666	15,831	1,311,879	1,276,159	150,316	753,380	
2004. 8	2,181,173	1,631,886	50,552	64,400	14,792	1,314,960	1,278,122	161,018	762,887	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2005. 3	1,006,101	589,732	239,316	177,809	127,257	7,729	931,952	909,511	11,188	303,718	9,171	345	
4	967,254	579,244	253,132	188,564	128,131	7,163	910,555	882,977	10,210	299,798	10,003	329	
5	960,986	574,369	255,491	190,222	127,709	7,850	904,534	879,756	9,980	301,242	10,053	328	
6	965,864	573,169	257,461	191,844	127,458	7,245	909,867	877,165	9,840	301,076	10,196	323	
2004. 6	1,054,567	658,733	288,820	215,305	133,090	8,503	953,568	926,184	14,110	362,963	12,429	387	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局			
残	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418			
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465			
	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820			
	高	2004. 8	773,109	501,503	2,413,968	1,827,581	553,760	1,071,056	154,457	2,241,827		
		9	769,857	500,298	2,422,226	1,818,903	556,988	1,070,466	155,056	2,216,348		
		10	774,912	486,599	2,426,064	1,840,313	530,224	1,072,481	155,101	2,214,397		
		11	774,667	487,233	2,466,062	1,848,023	530,953	1,070,447	154,474	2,193,668		
		12	783,907	494,803	2,410,195	1,868,042	540,635	1,085,557	156,737	2,193,705		
		2005.	1	778,576	491,562	2,416,332	1,842,403	532,775	1,073,341	155,504	2,179,251	
			2	780,957	493,051	2,421,313	1,851,089	534,812	1,078,486	155,950	2,174,407	
			3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,325	156,095	2,141,490	
4			780,703	490,377	2,470,674	1,880,588	540,275	1,085,423	157,121	2,135,640		
5			778,768	489,979	2,493,531	1,871,665	535,777	1,079,152	156,417	2,110,906		
6			788,275	498,596	2,436,783	1,889,928	542,190	1,088,655	157,974	2,110,407		
7			787,684	499,122	2,451,494	1,874,942	540,380	1,087,221	158,141	2,095,013		
8 P	789,115		493,325	2,458,084	1,869,112	538,447	1,088,765 P	158,142	2,087,917			
前	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2			
	2003. 3	1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5			
	2004. 3	2.1	0.5	0.0	2.4	6.9	0.5	3.7	1.1			
同												
	月	2004. 8	2.1	0.5	1.3	0.2	0.2	1.4	1.8	3.2		
		9	2.4	0.2	1.5	0.1	0.7	1.6	2.2	3.6		
		10	2.4	1.5	3.1	2.7	2.9	2.1	2.4	3.8		
		11	2.3	0.3	3.4	1.7	3.4	1.4	1.9	4.2		
		12	2.2	0.4	1.8	2.4	3.3	1.6	2.2	4.6		
		2005.	1	2.3	0.1	1.6	2.4	3.1	1.6	2.1	5.0	
			2	2.3	0.4	1.3	2.3	3.1	1.6	2.0	5.3	
			3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	5.8	
			4	2.3	0.3	1.1	2.8	2.4	2.1	2.6	6.0	
			5	2.1	0.5	1.0	2.1	3.0	1.7	2.3	6.5	
			6	2.1	0.3	0.9	2.2	2.7	1.7	2.5	6.7	
7			2.1	0.2	1.3	2.3	2.8	1.6	2.5	6.8		
8 P	2.1		1.6	1.8	2.3	2.8	1.7 P	2.4	6.9			
増												
	減											
		率										

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお, 信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。  
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。

